

# モンゴル人の「満州国」参加と地域社会の変容

——興安省の創設と土地制度改革を中心に——

ひろ かわ さ ほ  
広 川 佐 保

はじめに —— 問題の所在 ——

- I 満州国に至る過程——「蒙地」と自治区域——
  - II 満州国における「興安省」地区の設定
  - III 蒙政部の設置と臨時土地制度調査会
  - IV 第1回興安各省省長会議——モンゴル人省長側の主張——
  - V 凌陞事件と蒙政部の廃止
- まとめ

はじめに

——問題の所在——

1931年9月18日、満州事変（9・18事変）勃発以降、内モンゴルのジリム盟や東三省に居住するモンゴル人は「満州国」（以下、かっこを外し、満州国とする）に組み込まれてゆく<sup>(注1)</sup>。1932年から45年の間、満州国政府は内モンゴル東部地域に「興安省」を設置し、興安局、蒙政部などの機関によって、この地域のモンゴル人を統治した。満州国建国に際して日本側はモンゴル人に「自治」を約束した。しかし、モンゴル人と満州国政府の間には「自治」の内容をめぐる根本的な立場の相違が存在し、次第に両者の間に深刻な対立が生じるようになった。蒙政部は満州国政府の一機関ではあったものの、モンゴル側に、より近い立場にあった。そのため、蒙政部は満州国中央政府とモンゴル人官吏との間の対立に巻き込まれ、板挟み状態に置かれてゆく。満州国政府とモンゴル人官吏の対立は、1936年の興安四省省長会議で最も鮮明に現われ、

事態は一気に興安北省省長の凌陞の処刑、蒙政部の廃止にまで進展していった。

日本側の満州国時代の内モンゴル関係史料としては、片倉衷の記した「片倉日誌」や関係者の回想録、日本の外交史料、調査資料などがある。その一方、中国ないし内モンゴル側の史料は『偽満興安史料』など、近年発行された回想録がほとんどである<sup>(注2)</sup>。文史資料には、その当時の関係者にしか明らかでないような、貴重な事実が記されているが、回想録という史料の性質上、利用には慎重を要する。このような史料状況は、文化大革命の際、内モンゴルの人々が過去における日本との関係を問われたこと、そしてこの時期に多くの史料が失われたことに大いに関係があろう。

Lattimore (1934) は、満州事変直後までの、満州国に含まれた内モンゴルの歴史を、著者の見聞を交え概説的に説明しており、概史を知る上で有用である。また、佟 (1993) は主に『満洲國政府公報』を用いて満州国時代、興安省から除外された地域のモンゴル人の「旗制」施行要求についてまとめている。佟の研究は史料不足ではあるものの、筆者は、満州国時代のモンゴル人の動きを考察する上での『満洲國政府公報』の重要性を再認識させられた。モンゴル史研究者である岡洋樹は、満州国時代、日本の役割として、崩壊しつつあったモンゴル人旧王公

制度を解体し、その代わりに新たな支配者層としてのモンゴル人官吏が登場する契機を与えたことを指摘している [岡 1994, 70]。これはたいへん重要な点であろう。また森 (1998) は、満州国成立以前から蒙疆政権時代にかけての内モンゴルの独立運動について概略的な考察を行っている。満州国に包含された内モンゴル東部地域の土地行政に関しては、清末から民国初期にかけての時期を扱ったものは比較的多い<sup>(注3)</sup>。一方、満州国時代の研究については、近年では江夏 (1996) がその代表的なものであるが、比較的手薄な分野である。

本稿では、以上の先行研究をもとに、満州国時代のモンゴルの政治体制をモンゴル人王公から、モンゴル人官吏への権力移行期とみる。本稿が取り組むのは以下の諸点である。

当時、内モンゴル社会は国民党側に属するもの、モンゴル人民共和国と連絡を取るもの、王公、知識人など、様々な勢力に分散していた。当該地域のいかなる層のモンゴル人が、どのような目的、あるいは経緯で満州国建国に参加したかについては、これまでほとんど検討されてこなかった。本稿では、これらの問題を明らかにするため、満州事変後のモンゴル側の動きに注目し、かつ、関東軍の対内モンゴル政策の展開についても検討したい。

次に、実際に満州国政府が展開した対モンゴル政策と、それに対するモンゴル側の反応について分析する。満州国政府はモンゴルの行政区画および行政組織に大幅に手を加えてゆく。特に地籍整理事業を巡って、モンゴル側ないし蒙政部と、満州国政府は、激しく対立した。しかし、凌陞事件を契機として、モンゴル側の意見は封じ込められ、その結果、モンゴルの旧来の

権力者は土地に基づく権益を失ってゆく。以上の問題を軸に、モンゴル人にとっての満州国支配の意味について考えてみたい。

## I 満州国に至る過程 — 「蒙地」と自区域 —

本節では満州国時代にモンゴル人の「特殊行政区域」となる「興安省」の「自治」および区域の変遷について初歩的な考察をする。その前提としてまず、満州国時代以前のこの地域における土地の状況と自区域の変遷について、説明しておく必要があるだろう。

### 1. 「蒙地」について

満州国時代、興安省にはジリム、ジョーオダ、ジョソト各盟および、黒龍江省のフルンボイル地域、ブトハ地域が包含された (図1, 2 参照)<sup>(注4)</sup>。これらの地域には、清朝時代、盟旗制度のもとにあるジャサク (札薩克) 旗と主に総管が統括する旗が置かれていた。旗は清朝理藩院による一定の監督を受け、地方行政組織と自治団体という性質を有していた。ジャサク旗の長であるジャサクは、清朝の官僚としての立場と、世襲の貴族階級としての立場を有しており、清朝の統制下で、旗の人事、財政、司法などに関する一定の自治権を有していた。その他の旗では清朝から任命された総管等が領内を治めていた。20世紀初頭頃の旗の状況については、現段階では不明な点が多い。

清朝は、ジャサクの旗内の土地に対する「領主的」支配を認めたが、これは「管轄治理権」<sup>(注5)</sup>とされた。清朝は、モンゴル地域を分離統治し、漢人による開墾や商業活動を制限する政策をとっていた。しかし実際には、モンゴル人王公の経済的疲弊、農産物獲得の必要性など

の理由から旗内での開墾が進んでいた。20世紀初頭より清朝は封禁政策を転換し、内モンゴルに対する植民政策を積極的に推し進めてゆく。これら近代内モンゴルにおける土地の開墾の過程は、「蒙地開放」とよばれ、南滿洲鐵道株式會社(1914)、[滿洲國]土地局(1935)、竹村(1940)、滿州国の調査資料などにその概要が記されている[江夏 1996]。南滿洲鐵道株式會社(1914)はモンゴルの旗の範囲を「蒙地」とし、[滿洲國]土地局(1935)は、蒙地を「所謂内蒙・外蒙及西蒙古と稱する地方より青海を除いた地域」としている。

滿州国時代、土地局側は地籍整理事業を進めるため、蒙地を(1)開放蒙地、(2)非開放蒙地、(3)錦熱蒙地の3種類に分類した[竹村 1940, 7-9]。上記の分類によれば(1)の開放蒙地は清朝の公認のもと、農民が入植した土地である。蒙地開放の際、開放蒙地には地租徴収機関である地局が置かれ、漢人から蒙租(蒙地開放に際して、土地の報領者が報領地の対価として納付する権利金の一種)を徴して執照(永佃権設定証明書)を発給した。開放蒙地には、旗内にありながら、農民を統治する「縣」が設置された。そこに居住する農民は縣から税を、旗から蒙租を徴収されたが、税と蒙租の額は縣によって異なっていた。また、蒙租はその6割が旗に、4割が国庫に収められたとされているが、その形態や割合も地域によって様々であった。農民の土地に対する権利は「業主権」ではなく一種の「永佃権」、「永租権」であり、蒙地の所有権は「蒙旗、蒙古人」に帰するとされた[田山 1954, 218-225]。

次に、(2)の非開放蒙地には、本旗人(旗に籍のあるモンゴル人)によって開墾が行われてい

る地域もあった。滿州国時代初期、この非開放蒙地に興安省が設置された(図1参照)。

(3)の錦熱蒙地は、図2, 3に示したジョーオダ、ジョソト各盟のうち、滿州国時代に錦州、熱河各省が置かれた地域を指す。この地域は借地養民地<sup>(注6)</sup>であるとされ、土地の権利関係を巡ってモンゴル人と漢人の間に抗争が絶えなかった。

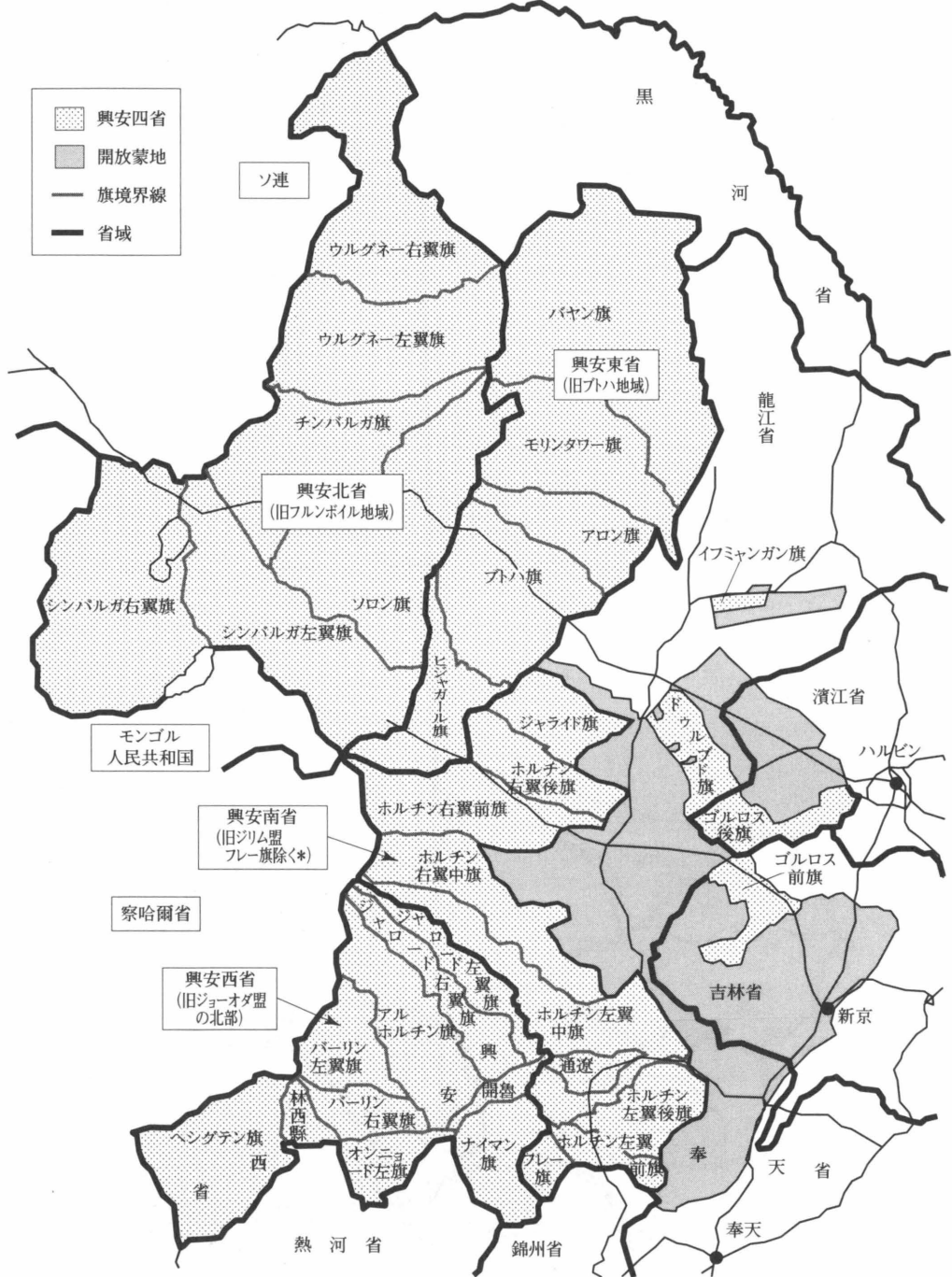
## 2. 内モンゴル自治区の変遷と日本

1911年に辛亥革命を契機として外モンゴルはボグド・ハーン政権として独立を宣言した。同政権は「大モンゴル国」の樹立を目指すが、1913年の中露宣言では外モンゴルのみ自治権が認められたにすぎず、その他の地域の自治権は認められなかった<sup>(注7)</sup>。

これに対し中華民國は1912年に「蒙古待遇条例」<sup>(注8)</sup>を公布し、内モンゴルのモンゴル人王公に対して清朝時代の既得権益を認めるなど、優遇政策を示して彼らの帰順を図った。1914年、中華民國政府は、内モンゴルのジョソト盟、ジョーオダ盟に熱河特別区、シリングル盟、チャハル盟に察哈爾特別区、オラーンチャップ盟、イフジョー盟に綏遠特別区を設置した。フルンポイル、プトハ各地域、ジリム盟は奉天、吉林、黒龍江省の管轄下に、アラシャン、エジネー各旗は甘肅省の管轄下にそれぞれ置かれ、モンゴル人の行政単位である盟は分割されてしまう(図2参照)[周 1994, 239]。

他方、日本は1907年より3次にわたる日露協約において、ロシアとの間に協定を結び、滿州地域の勢力範囲に関する取り決めを行った。1912年の第3回日露協商の結果、日本はロシアと内モンゴルを北京の経度(東経106度)を基準に分け、その東側を勢力範囲とした。ついで

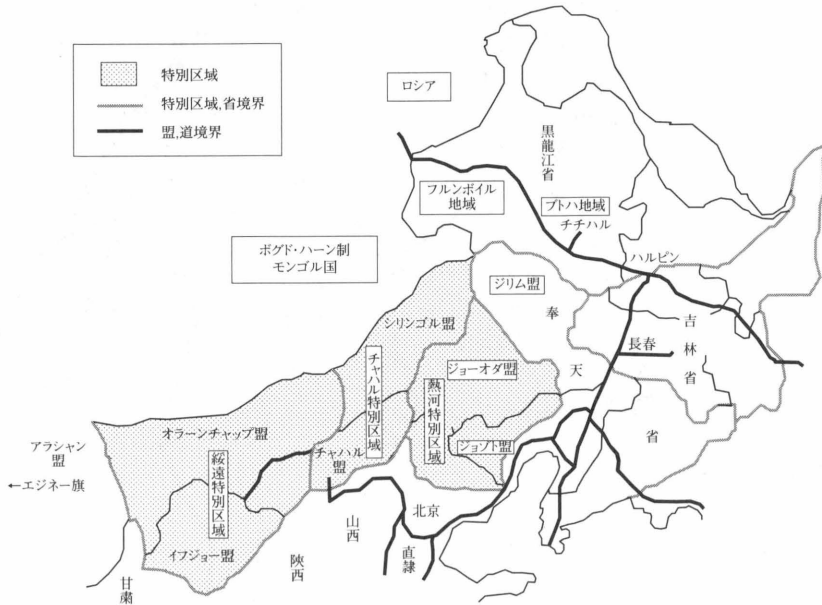
図1 興安四省，省外蒙旗，開放蒙地



(出所) 『蒙古時報』創刊号(1935年12月)付図，興安局(1938)より作成。

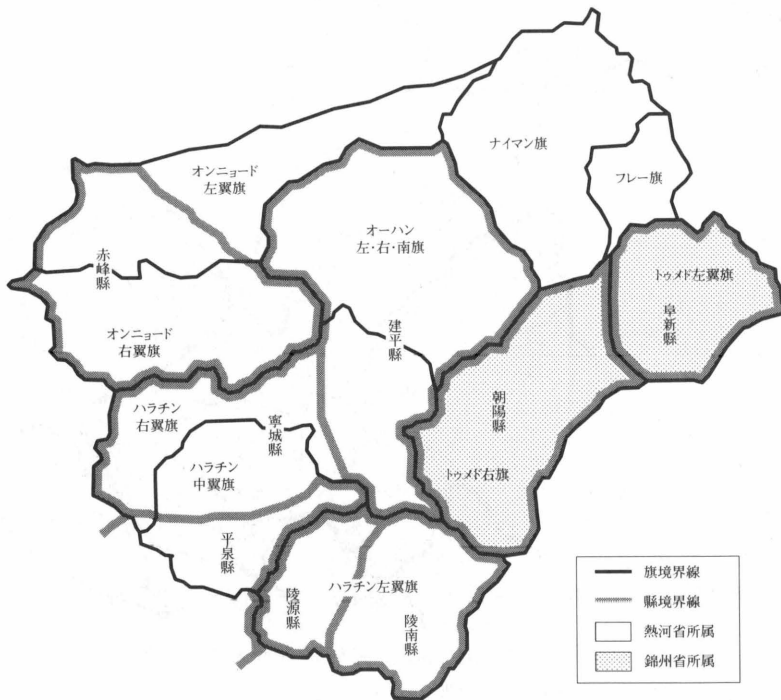
(注)\* ただし，フレー旗は旧ジョーオダ盟に所属。

図2 1914年の内モンゴル特別区域とその周辺



(出所) 卓 (1919) より作成。

図3 熱河・錦州省における蒙地 (1934年12月)



(出所) 及川 (1933, 付図) より作成。

1915年、日本は中華民国に対し「対華21ヶ条」要求を受諾させ、その中の「南満州及東部内蒙古に関する条約」によって、これらの地域における諸権利を得た<sup>(注9)</sup>。

日本は上述のような権益を獲得した後、1920年代より内モンゴルからの留学生受け入れを開始していた。1925、26年に、「中華民国留学生」の一員として、陸軍士官学校に著名な内モンゴル独立運動家であるバボージャブの息子、ノウナイジャブ（中途退学）、ガンジョールジャブ（18期）、ジョンジュールジャブ（19期）等が入学していた。

当時、笹目恒雄という人物が、モンゴルからの留学生斡旋に深く関わっていた。笹目は中国東北地方や内モンゴルを放浪後、モンゴル人の日本留学を計画する。1925年頃、笹目は親類から援助を受け、モンゴル人留学生の受け入れを開始した<sup>(注10)</sup>。1926年頃、呼倫貝爾副都統公署会辦の榮安と、奉天の東北蒙旗師範学校校長のメルセーを訪ね、留学生の斡旋を依頼した〔笹目1981；1991，186〕。1927年、笹目は、東京に設立した留学生寮を「戴天義塾」と名づけた。ここで、総計36名のモンゴル人が、寮生活をしながら日本語等を学び、それぞれ学校に入学した。このうち、郭文林、チョロバートル、チョクバートル、アスガン、フフバートル、オユンダライは、満州事変勃発時に、内モンゴル独立軍を結成し、満州国政府に大きく関わってゆくことになる。

北伐の完了後、1928年、国民政府は、さらに熱河・綏遠・察哈爾各特別区を熱河・綏遠・察哈爾各省とし、内モンゴルに対する行政的な再編を推し進めた<sup>(注11)</sup>。この結果、内モンゴルは、盟と省、縣と旗の管轄範囲が錯綜した状況に置

かれることになった。このような一連の国民政府による「内地化」政策に対し、内モンゴルのモンゴル人王公や知識人は大きな脅威を感じていた。国民政府は、モンゴル側と協議するため、1930年5月、南京で内モンゴル各盟旗代表、東三省、熱河各省代表、蒙蔵委員会<sup>(注12)</sup>の委員などを集めて蒙古会議を開催した。会議では主にモンゴルの盟旗制度と自治問題が中心議題となり、内政部側と内モンゴル各盟旗代表側の意見は真っ向から対立した。最終的に両者の折衷案ともいうべき「盟旗組織法」（盟部組織法）を決議した。この法案は、従来からの盟旗の現有区域と管轄治理権を認め、盟旗と省縣を併存させるという内容であった。南京政府は法案を修正後、1931年10月に公布した〔郝1990，126〕。

## II 満州国における「興安省」地区の設定

### 1. 関東軍のモンゴル諸勢力統合

1931年9月18日以降、関東軍は内モンゴル東部地域のモンゴル諸勢力に接触を開始する。その過程で、先に述べた元日本留学生が大きな役割を果たした。当時、モンゴル側には、内モンゴル独立軍、ジリム盟のモンゴル人王公、フルンボイル副都統衙門などの諸勢力の動きがあったが、関東軍はこれら各勢力と連絡を取り、彼らの意見を取りまとめてゆく。そのまとめ役であったのが当時、満鉄鄭家屯公所所長の菊竹実蔵であった。

満州事変勃発後、日本に留学していたアスガン、オユンダライ、フフバートル、チョクバートル、チョロバートル、徳古来等はすぐさま帰国の途についた。9月末、彼らはガンジョールジャブや、東北蒙旗師範学校の学生であったハ

ーフンガおよび彼が引率してきた36名の学生と奉天の萬国旅社で合流した。そこで彼らは、内モンゴルの独立を目指して内モンゴル独立軍を結成し<sup>(注13)</sup>、同時にモンゴル独立宣言と決議案を可決した〔興安局調査科 1942, 4〕。その後、彼らはホルチン左翼後旗の包善一の家に向かい、そこでボヤンマンダホも加わった〔Buyanbuluγ 1987, 145〕。ガンジョールジャブは、満鉄嘱託の中沢達喜の斡旋で、関東軍の板垣征四郎大佐と会見した<sup>(注14)</sup>。10月初旬、関東軍は陸軍予備役歩兵中尉の和田勁を内モンゴル独立軍に派遣し、同時に武器と資金の提供を行った〔中沢 1968, 98-99〕。同じ頃、関東軍は満鉄鄭家屯公所長の菊竹実蔵に対し、内モンゴル独立軍援助を要請した〔「片倉日誌」其一 207ページ〕。10月12日、関東軍の協力を取り付けた内モンゴル独立軍は「通遼攻撃」を行うが、中国側の通遼駐屯騎兵第三旅団と在留民団の抵抗に遭い、失敗する。その後、和田らは内モンゴル独立軍に幻滅して去った。同年11月、関東軍は、新たに内モンゴル自治軍に予備役陸軍大佐の松井清助、予備役陸軍少佐の磐井文雄を派遣し〔片倉 1977, 98〕、菊竹と満鉄洮南公所長の河野正直が指導に参加した〔満洲國史編纂刊行会 1970a, 125〕。関東軍の積極的な介入とともに、モンゴル独立軍は名称を「内モンゴル自治軍」と改称した。しかし、この時点では、内モンゴルに対する関東軍の方針は定まっていなかったようである。例えば、関東軍は10月20日付「情勢判断」〔「片倉日誌」其一 223ページ〕の中で、内モンゴルの「可成統一性のある独立運動の助長に務」めるとの方針を示していた。これに対し、松木俠案の同21日付「満蒙共和国統治大綱」〔同日誌 其一 227~229ページ〕およ

び、同案11月7日付「満蒙自由国設立大綱」〔同日誌 其二 248~257ページ〕では、中国東北地域において「蒙古自治領」を設置するとの方針を示している。

満州事変後、日本から帰国したチョロバートル、チョクバートル、徳古来等のダグル人日本留学生は、興安嶺の東のプトハ地域へ戻った。彼らは、東北蒙旗師範学校の学生が結成した義軍と、現地の獵師からなる自衛大隊と合流し、モリンドワー山付近でプトハ革命軍を結成した〔達斡爾族簡史〕編写組 1986, 98〕。黒龍江省では、馬占山派と関東軍を支持する派に分かれて抗争が繰り広げられており、11月初旬に嫩江で馬占山軍と関東軍は衝突していた。同29日、チョロバートルらはチチハル特務機関長の林義秀少佐を訪ね、交戦中の布西の漢族武装集団を撃破し日本軍を援助したいと申し出、武器の援助を要請したが、林は時期が来るのを待つように、と答えた<sup>(注15)</sup>。1932年1月に徳古来は、片倉に対して「意見書」を提出し、宣統皇帝を君主とする立憲君主制の満蒙独立国家設立を求めた<sup>(注16)</sup>。

一方で、関東軍はソ連やモンゴル人民共和国を刺激しないよう、慎重にフルンボイル地域に対する工作を進めていた。その橋渡し役となったのは、陸軍士官学校に留学していた郭文林であった。彼はフルンボイルの実質的な権力者である凌陞と関東軍の間の連絡係を務めていた。1931年10月23日に郭は凌陞とともに奉天に赴き、関東軍参謀、片倉衷、板垣征四郎と会見し、モンゴル民族の自治権取得に対する協力を求めた。その際、板垣は明確な答えは出せないが協力すると述べたという<sup>(注17)</sup>。その後、関東軍側はとりあえず、将来のモンゴル人幹部を養成するこ

とにした〔片倉日誌〕其二 281ページ〕。1931年12月初め、関東軍参謀の片倉衷大尉は郭文林に、モンゴル人青年に奉天鉄道守備隊で6カ月の訓練を受けさせ、将来的にハイラルの軍隊の中核とせよ、と指示した。郭は凌陞の同意を得るためハイラルに戻り、モンゴル人青年13名を奉天に送った<sup>(注18)</sup>。また、「外務省記録」<sup>(注19)</sup>によれば12月12日に、郭文林と凌陞はハイラルで、満州里特務機関長の上田昌雄と会見した。その際、郭文林と凌陞は、「蒙古政廳」（呼倫貝爾副都統衙門を指すものと考えられる）側の意向として「蒙古民族ノ最後ノ目的ハ内、外蒙古、及呼倫貝爾ヲ併セ所謂蒙古人ノ蒙古ヲ建設スルニアリ而シテ現下ノ情勢ニ於テハ先ズ日本ノ勢威ニ頼リ、「宣統帝ヲ中心トスル奉天新政權ノ治下ニ入ル」等を述べたという。

モンゴル王公は清朝皇帝の復活を望み、自らの地位の保持に努めていたのに対し、平民階級、知識人階級から構成された内モンゴル自治軍のメンバーは、それぞれの意識に差こそあれ、大体は進歩的であったと、片倉は当時の状況をふりかえっている〔片倉・古海 1967, 128〕。このように、王公と内モンゴル自治軍の間には、認識に大きな落差があった。12月初旬より、菊竹、松井は内モンゴル自治軍のガンジョールジャブ、ホルチン左翼中旗王公のヤンサンジャブ、包賓廷（包統偵）、韓瑞亭らの合意を図った<sup>(注20)</sup>。これ以降、松井清助大佐、菊竹、チチハル特務機関員の諏訪英武は、モンゴル人王公と内モンゴル自治軍を統一する工作を進めてゆく。当時、黒龍江蒙旗私立師範学校の教員であったナムハイジャブの回想によれば、関東軍のチチハル占領後、諏訪は黒龍江蒙旗私立師範学校校長のトゥメンマンダホと教員のナムハイジ

ャブを訪ね、各旗と連絡を取るよう求めた。その結果、ナムハイジャブはジャライド（扎賚特）旗の王公バトマラブタンとホルチン（科爾沁）右翼後旗の王公シューミンガのもとへ行き、会議開催の承諾を取り付けた<sup>(注21)</sup>。12月14、15日、ジャライド旗の東に位置する泰来にて、ジリム盟と黒龍江省の特別旗の王公を集めて「泰来会議」が開催された。会議では、各盟旗は今後、(1)中国から離脱し、(2)「自治及び独立」に関する事項を研究する「内蒙自治準備処」を遼源に設立する、(3)盟旗政府を建設し、ジリム盟と隣接する黒龍江省の特別旗は全てジリム盟の管轄下に置く、(4)蒙古の疆域は古来包括する領域をもって疆域となす、(5)疆内の漢民族とモンゴル民族の権利は平等である、(6)内蒙古自治準備処と内モンゴル自治軍は協同合作する、という内容の決議が採択された。各旗全権代表として、ジリム盟から、包佐卿（ホルチン右翼前旗）、シューミンガ（主席、ホルチン右翼後旗）、ボヤンマンダホ（ホルチン左翼前・後・中旗）、トゥメンマンダホ（ジャライド旗）、孟昭徳（ゴルロス〔郭爾羅斯〕後旗）、包翰章（ドゥルブト〔杜爾伯特〕旗）、その他黒龍江省から張文陞（イフミャンガン〔依克明安〕旗）、松清（東ブトハ〔布特哈〕旗）、杜佐臣（西ブトハ旗）、莫就愚（チチハル〔齊齊哈爾〕旗）が決議に署名した〔片倉日誌〕其三 283～284ページ〕。

続いて12月30日、遼源（鄭家屯）で会議が開かれた。同会議には、菊竹、松井、諏訪と、泰来会議に参加したジリム盟および黒龍江省の特別旗の代表、内モンゴル自治軍のメンバーが参加し、「内蒙古自治準備委員会」の設立と、関東軍司令部の指導の下でのモンゴル民族の自治権保持を請願する旨の決議が採択された<sup>(注22)</sup>。



このような方法で、日本側はモンゴルの代表者の同意を取り付けていった。

関東軍の対内モンゴル政策は、1932年1月4日の「満蒙中央政府の設立」案、同27日の「満蒙善後問題処理要綱」を経てさらに具体化していった。2月2日には片倉が起草し、関東軍参謀の竹下義晴と菊竹の修正した「満蒙建設に伴ふ蒙古問題処理要綱」〔片倉日誌〕其五 367～370ページ〕がまとめられた。その内容は、モンゴル人の「自治省地域」を東部内蒙古、フルンボイルとし、将来的にはチャハル省も合流させ、「純蒙地帯」で土地開放を禁止するというものであった。菊竹の意向で、自治区域の名称は「蒙古省」のように民族意識を触発するものは避け、「興安省」とした〔岡 1993, 53〕。要綱では「王侯制度」を廃止し、「適宜資財を与へ隠遁せしむ」とした。省長兼参議の第一候補にゴルロス前旗旗長のチメドサムピル、第二候補にフルンボイル副都統の貴福を選定し、「将来は民意により選出する如くする」とした。

2月16、17日の第9回関東軍の建国幕僚会議で、東北行政委員会の委員にチメドサムピルと凌陞を加えることが決定され〔片倉日誌〕其五 384ページ〕、2月18日、東北行政委員会宣言が発表された。同20、21日に菊竹の指導の下、「遼源（鄭家屯）会議」（あるいは東蒙古各旗代表会議）が開催され、内モンゴル各旗代表は連名で、関東軍司令部、東北行政委員会宛ての建白書を建議した。建白書の内容は、「一、蒙古自治区行政区域の建設、二、自治行政区域外に分在する蒙古人民に対しても加ふるに特別の保障を以てすること、三、新国家各機関内に於ても蒙古人は一様に任用を受くることを得、四、荒蕪土地の開放禁止、五、蒙古政治の改善、六、

治安維持方法の確立」であった〔同日誌 其五 388～389ページ〕。この建白書の骨子は、前述の関東軍参謀の竹下と同参謀の和知鷹次、片倉、菊竹が会同した際に、片倉が提唱し、菊竹が指導し作成したものであった<sup>(注23)</sup>。この時点では、モンゴル人居住地域を自治区とする方針がとられていた。

その一方で、1932年3月頃、満州国内で内モンゴル人民革命党が再結成され、メンバーらは密かにウランバートルのコミンテルン、第三インターナショナルと連絡を取っていた。内モンゴル人民革命党の活動は小規模であったが、満州国の官吏となったハーフンガ、アスガン、ボヤンマンドホがメンバーとして加わっていた<sup>(注24)</sup>。

## 2. 興安省設定と「自治」区域の確定

1932年3月1日、満州国が成立し、同月、満州国政府は、教令第11号「興安局官制」をもって、「興安省内ニ關スル一般行政事項ヲ管掌シ並別ニ定ムル地域内ノ蒙古旗務ニ關シテ國務總理ヲ補佐」するモンゴル人統治機関、「興安局」（総長、チメドサムピル、次長、菊竹実蔵。同年8月、「興安総署」に改名）を設立した<sup>(注25)</sup>。中央、地方の行政機構には、旧支配者である王公をそのまま用いたが、それに新たに内モンゴル自治軍のメンバーが官吏として加わった。

一方、国民政府は、同年4月に洛陽で国難会議を開いており、これにはジョーオダ盟盟長のジャガル、イフジョー盟盟長のシャグダルジャブ、同副盟長、アルタンオチル、オラーンチャップ盟盟長のユンタンワンチグ、ジリム盟副盟長のナムジルスレン、徳王など10名あまりのモンゴル人が参加した〔札奇斯欽 1985, 43〕。

5月4日、蒙古自治準備委員会代表のシュー

ミンガ、ボヤンマンダホ、徳古来、トゥメンマンダホ、マニバタラたちは、長春に滞在していた国際連盟調査団に対して、内モンゴルは中国から離脱し、満州国に加入するといった趣旨の陳情書を提出した<sup>(注26)</sup>。

しかし、満州国では、モンゴル人の「自治」区域である興安省の範囲を巡って以下のような問題が浮かび上がってきた。前記「満蒙建設に伴ふ蒙古問題処理要綱」案では、「自治省地域」は、ジリム盟と黒龍江省の一部を主要地域とし、フルンボイル地域を分省とする予定であった。ところが興安省の省域を画定する際になって、開放蒙地を含めた旗の区域への漢人の入植が、日本側が当初考えていたよりも進んでいる事実が明らかになった。内モンゴルの旗の全区域を「自治省トスルニハ余リニモ財源ニ乏シク却テ民度ノ向上、産業ノ開発ガ著シク後レルコトガ明ラカトナリ」、さらに満州国政府内より「興安省ノミ自治ヲ許ストスレバ民族協和ノ實現ニモ支障ガ起ルトノ意見モ擡頭シ」[興安局 1939, 39]、当初案は一部修正せざるを得なくなった。

また、関東軍は馬占山との交戦を経て、興安嶺東側の治安対策を迫られていた。これに加え、内モンゴル自治軍のダグール人から興安嶺東側地区に居住区域の設置要求があったので[興安局 1939, 40]、旧西布特哈総管地域、および旧墨爾根副都統管轄地域の一部に、「達斡爾部族の安住の地」として興安分東省が設置されることになった[興安局調査科 1942, 8]。しかし全てのダグール人居住地域が興安省に組み込まれたわけではなかった。1932年6月、教令第39号「興安省興安各分省及各旗ノ区域画定ニ関スル件」<sup>(注27)</sup>をもって興安北分省<sup>(注28)</sup>、興安南

分省<sup>(注29)</sup>、興安東分省<sup>(注30)</sup>からなる興安省の区域が画定されたが(図1参照)、「自治」区域とは明示されなかった。これ以降、満州国内において興安省は「特殊行政区域」と呼ばれるようになる<sup>(注31)</sup>。

興安省の範囲は、前述の非開放蒙地だけに限定され、モンゴル人を主体とした特殊行政が敷かれることに決定された。興安省と他省との境界線は主に旗と縣(開放蒙地)の境界線をもとに引かれ、これには3カ月を要した[興安局 1939, 30-40](図1参照)。縣が置かれている開放蒙地は、そのまま他省の管轄下に置かれた。これらの開放蒙地の地域とゴルロス前旗(吉林省)、同後旗(濱江省)、ドゥルブド旗(黒龍江省)、イフミヤンガン旗(同前)、東ブトハ八旗(同前)、チチハル八旗(同前)、メルゲン(墨爾根)八旗(同前)は、前述の教令第11号「別ニ定ムル地域」として興安省外に置かれた<sup>(注32)</sup>。満州国政府はこれらの旗を、縣を統括する民政部の管轄下に置いたが、これは興安省外に置かれた蒙旗側に不満を残した。

同年7月5日、満州国政府は教令第56号で興安省に「旗制」を施行することを公布した<sup>(注33)</sup>。「旗制」は、満州国における「旗」を、モンゴル人が「自治権」を有する行政組織とした。モンゴル人旗長は旗を統括し、蒙政部令を以って旗自治会を設置することができた<sup>(注34)</sup>。さらに同教令は、身分制度廃止について直接的表現は避けつつも、「旗内ニ住所ヲ有スルモノハ旗住民トス旗住民ハ均シク本令ノ規定ニ依リ權利ヲ享受シ義務ヲ負擔ス」とし、王公制度の廃止を示した。

しかしこの時点でも満州国政府は、省外の旗の実状に関して把握しきれておらず、「旗制」

を興安省外の「別ニ定ムル地域」にも適用するかどうか、明確な方針を示さなかった。このため、スルグ（蘇魯克）旗<sup>(注35)</sup>、熱河省のシレートフレー（錫埒図庫倫）旗<sup>(注36)</sup>、オロチョン（鄂倫春）旗<sup>(注37)</sup>、ドゥルブド旗<sup>(注38)</sup>、チチハル八旗<sup>(注39)</sup>、メルゲン八旗<sup>(注40)</sup>から「旗制」の施行要求がなされた。

同年11月3日には、教令第105号「興安各分省各旗旗地ノ保全ニ関スル件」が公布された。これは、「興安各省各旗旗地ハ既開放地ニ於テ現ニ合法ノ權利ヲ有スル者又ハ國務總理大臣ノ許可ヲ受ケタル者ヲ除クノ外私放又ハ私ニ租與墾種ヲ行フヲ禁止ス、但シ現有蒙古旗民ガ自ラ墾種又ハ放牧其ノ他ノ為旗地ヲ利用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」<sup>(注41)</sup>という内容で、菊竹実蔵が中心となってまとめた<sup>(注42)</sup>。しかし、省外の蒙地において、この旗地保全令を軽視し、土地を出租してから事後報告する者が絶えなかった<sup>(注43)</sup>。開放蒙地は温存され、地局は蒙租徴租局と名を変え、縣との間に紛争が絶えなかった。

満州国建国後も、蒙租徴租局は旗内の開放蒙地の蒙租を徴収し、その収入の一部は旗の収入となっていた。興安南分省とその省外開放蒙地では、旗と国庫が蒙租を一定の割合で分ける慣例になっていたが〔満洲帝國協和會調査部1943、143-144〕、モンゴル側が徴収する租の額や徴収体系は地域によって異なっていた。従来、旗に入った蒙租は旗の行政費と旧王公の収入となっていたが、満州国政府は、「旗制」（1932年7月）により、予算制度の実施を決定した。1933年11月30日、興安総署の興安省内指定旗において、旗長補佐として日本人参事官を配置することも決定された。このように満州国政府は各旗に日本人参事官を置くことによって財政面

から「近代化」を推し進め、従来、一体化していた旧王公の私有財産と一般財政とを分離しようとした<sup>(注44)</sup>。1935年には、「興安各省公署支出官事務処理規定」を定め、興安各省において歳出処理を実施することになった<sup>(注45)</sup>。

1933年3月、関東軍と満州国軍は熱河省を占領した。熱河省は、前述したように、熱河特別区をその前身としていた。熱河省は康熙年間末葉（18世紀初め）より開墾が進み、土地を巡ってモンゴル側が徴租権を主張し、縣統括下にある漢人との紛争が絶えなかった。関東軍の熱河占領後、同年3月末に、日本の特務機関は、旧熱河省およびジョーオダ、ジョソト両盟に属する旗の「蒙古王公会議」を赤峰で主催した。同会議の決議として、モンゴル人王公は、同省の満州国帰属を宣言し、モンゴルの原有自治権の回復を要求した〔及川1933、74〕。

「熱河作戦」成功をうけ、関東軍参謀部は1933年7月、「暫行蒙古人指導方針要綱案」<sup>(注46)</sup>をまとめ、満州国におけるモンゴル人に「対日信頼の念を増強せしめ、漢民族との「民族拮抗の観念を激化せしめざる如く」するとした。しかし、「旗制」では王公制度廃止の方針を示していたものの、当面は「統治は旧慣を利用し王侯中心の現制を保持せしむ」とした。また、興安総署を改編し、モンゴル人の行政機構の確立と省外のモンゴル人に対する施策を徹底する方針も示した。

前後するが同年5月、満州国政府はあらかじめ策定された計画に沿って<sup>(注47)</sup>、比較的モンゴル人人口の多い熱河省のシャルムレン河以北の地域に興安西分省<sup>(注48)</sup>を置いた。しかし、シャルムレン河以南のオンニョード（翁牛特）左翼・右翼旗、オーハン（敖漢）左・右・南旗、

ナイマン（奈曼）旗、ハルハ（喀爾喀）左翼旗、タングートハルハ（唐古特喀爾喀）旗、ハラチン（喀喇沁）右・中・後翼旗、トゥメド（土默特）右・左翼旗、シレートフレー旗の地域については、行政単位を縣とする旨公布した。この際、旗については言及しなかったため、縣側は旗に対して縣行政を行おうとした〔及川 1933, 74〕。これに対してこれらの地域のモンゴル人は不満を持ち、独自に新京に十四旗弁事処を、また旗内には旗公署を置き、宮中に連絡処を設け、満州国執政、溥儀に直接「蒙旗自治」の確認と旧制の回復を嘆願するという事態にまで発展した〔及川 1933, 74〕。こうした事態を收拾するため、熱河省当局はモンゴル人王公に対する宣撫活動と縣と旗の実状に関する調査を行った<sup>(注49)</sup>。1934年9月、省側は十四旗弁事処を解散させ、王公を承徳に招聘し「各蒙古王公代表會議」を開催し、6条からなる「縣旗葛藤防止臨時辦法」を指示した〔及川 1933, 74〕。

興安四分省が成立し興安省の行政区域もほぼ決まった1934年9月末、興安省の地方行政、財政を検討するために、「興安各分省地方科長會議」が開催された<sup>(注50)</sup>。同會議では、モンゴル人側から土地に対する独自の提案として「興安省各旗土地單行法」（以下、「單行法」）が提出された〔『省長會議議事録』155～159ページ〕。この背景には、「旗地保全令」（1933年11月）をさらに強化しようというモンゴル側のねらいがあったと考えられる。「單行法」では開放蒙地を含めた各旗の土地を、「公有土地」と「私有土地」の2種類に分けた。また、各旗旗長に執行権を与え、開放蒙地では縣長と協議することを条件とした。單行法における「私有土地」とは、開放蒙地内の人間が、正式な手続き

を経て所有権を取得した土地を指しており、その権利は保障された。また、「私有土地」以外の土地を「公有土地」とし、「公有土地」は「私有土地」の一部を除いて、現有旗民の公有とした。「公有土地」では、旗民の利用（開墾）には限度が設けられ、処分または抵当に入れることは禁じられた。つまり開放蒙地の一部と、非開放蒙地には現有旗民の總有権が及ぶものとし、今後、現有旗民による開墾を制限し、かつ合法的な開放蒙地は存続させるという内容であった。しかし會議で單行法は通過したものの、公布されることはなく、また各旗でも実施が難しい点が多かったという〔同議事録 160ページ〕。それだけ、当時の蒙地の状況は「單行法」の描く像とかけ離れており、またモンゴル側内部にも「單行法」を実施できない事情があったと考えられる。

### III 蒙政部の設置と臨時土地制度調査會

1934年12月、満州国は帝政を実施し、全国的な行政区域の変更を行った。これによって興安總署は「蒙政部」（蒙政部大臣、チメドサムビル、次長、依田四郎）に改編された。モンゴル関係者から漢人の大臣と肩を並べるモンゴル人の大臣が欲しいという要望があったことも蒙政部設立の要因のひとつであった<sup>(注51)</sup>。モンゴル民族を強調した蒙政部という名称はモンゴル人にとって大変重要な意味を持っていた<sup>(注52)</sup>。蒙政部は、「旗制」を施行する地域において、地方行政、警察・地方自衛、土木、土地、衛生、農林、畜産、水産、鉱山、商工、教育、宗教に関する事項を掌握し、行政的な権限を拡大した<sup>(注53)</sup>。

さらに興安總署に比べ、蒙政部の管轄地域は

やや拡大し、興安省の各分省は周辺地域の縣、市<sup>(注54)</sup>を加えて省となった。興安省への編入要求があったシレートフレー旗は、ハルハ左翼旗、タングートハルハ旗と統合されてフレー(庫倫)旗となり、奉天省管轄下にあった通遼縣とともに興安南省に編入された。熱河省管轄下のオンニョード左翼旗(一部地域を除いた区域)、同省管轄下のナイマン旗は興安西省に入った。トゥメト左・右翼旗は錦州省に入った。しかし興安四省は自治区ではなく行政区域とされた。

従来、興安省内の各縣および興安省外各旗はその所在省を基準に、興安総署、民政部に隷属していた。蒙政部成立後は、省外のゴルロス前旗・後旗、イフミヤンガン旗、ドゥルブド旗にも「旗制」が施行されて「省外蒙旗」となり、行政的な監督機関は各管轄省公署で、蒙政部が二次的な監督機関となった。逆に興安四省内に包含された縣や市の行政は、各管轄省公署が一次的な監督機関であり、民政部が第二監督機関となった<sup>(注55)</sup>。

このように部分的ではあるがモンゴル人側の要求を受けて「旗制」施行区域は拡大された。しかし一方で、満州国政府は、中央集権的国家体制確立の一環として、土地権利関係の明確化のために、1935年より地籍整理事業に着手する。それは、開放蒙地におけるモンゴル側の土地に関わる権利関係を整理し、これを放棄させるという内容であった。

まず、満州国土地局は、第1回土地科長会議(1935年6月24~26日)、第1~9回臨時土地制度調査会幹事会(同年8~12月)、在京委員第1回打合会議(1935年10月15、16日)等を開催した。一連の会議では、土地局総務処長の加藤鉄也が議論を主導した。在京委員第1回打合会議

(1935年10月15、16日)、第7~9回幹事会において、蒙地の複雑な権利関係を整理することが相当困難な事業であることが明らかになった。しかし、会議では、開放蒙地における縣と旗による二元的な行政は認められず、モンゴルの旗とモンゴル人王公が開放蒙地に対して有していた「管轄治理権」、「上級所有権」を否定し、土地占有者をその所有者として確定する、という土地局側の方針が確認されていった。これに対し、蒙政部の大場辰之助は、「上級所有権」はモンゴル人王公ではなく蒙旗に属しており、蒙政部が5年程度をかけて蒙地の整理を行いたいと主張し、他の政府機関と対立を深めた<sup>(注56)</sup>。

ついで1935年12月16、17日に実施された臨時土地制度調査会第2回委員会議では、第3議案「蒙地処理方針を如何にすべきや」が取り上げられ、蒙地問題解決の方法について協議がなされた。加藤鉄也は、先の会議で蒙政部の大場辰之助が蒙地問題解決には5年を要すると発言したことに對し、以下のように述べた。蒙地問題を先送りすればするほど「[外部からの人口流入が進み——引用者注、以下同じ]開放蒙地が益々開發されまして言ひかへれば經濟度が高まるといふのであります。此の經濟度が高くなりますと蒙租の収入が増大して參ります。蒙租の収入増大すればする程蒙旗といふものの經濟的關係が力強く結ばれてくることは明瞭であります。従つて今日解決出來ないことを五年後に延ばさうとするならば[中略]土地制度の一元化は再び來ないといふことになる」とし、いかにして蒙地における封建制度を取り除くかが問題であるとした。しかしながら蒙地問題を一律に解決することは困難であるため、まず開放蒙地から地籍整理を開始し、次に非開放蒙地の整理

に着手するべきであるとの見解を示した [『土地制度調査会第2回速記録』121～122ページ]。また他の出席者も、蒙政部に対して5年という期間の根拠について質問した。

これに対し、蒙政部総務司長の関口保は、蒙政部内でも蒙地問題はまだ研究中であり、まとまった意見はないと答えた。さらに、「蒙地の解決は重大國策に関する問題でありまして、延いては國外モンゴルに影響を及ぼす」問題であるため、「蒙政部としての大體の方針を確立するまでは勿論縣參事官會議、省長會議、科長會議、若しくは旗長會議更に進んで蒙古の行政方面を擔當しております蒙古の關係官吏の承認」を得ることが必要であると述べた [同速記録123ページ]。続けて関口は「地局 [蒙租徴租局] は國家において接収するといふやうなことを仮にも発表しましたならば、蒙古人に与える影響と申しますか<sup>マ</sup>シ<sup>マ</sup>ックは非常なものである」から、蒙租を「蒙政部特別會計において接収して更に蒙古に還元するといふならば」良いが、これには「五年位の期間を必要とする」だろうとの見通しを述べた [同速記録124ページ]。さらに関口は、現在、蒙政部内で蒙地問題に関する審議委員会を作り、非公式に調査を行っているので、今後もさらに審議を続行してほしいことと、議事録の非公開を希望した。

また、蒙地の整理と同様に、1934年以降、満州国政府は、「林場権整理法」、「興安総署布告第11号」、「実業部布告第6号」等を公布し、森林の権利関係の整理を進めていた。「林場権整理法」では、旧法令にもとづき伐採許可証を所持する者は、指定期間内（2ヵ月）に伐採許可証・林場図を申請しなければ林場権は消滅し、それ以外は一切、伐採は許可されない、という

ものであった。次に定めた「興安総署布告第11号」では、森林を伐採する者は、その際は所管森林事務所林区駐在所、縣公署、または旗公署に事前に伐採計画および証明文を提出しなければならず、また、山林地区に入る者は、警察官署、または森林管理官庁の許可を必要とした。続いて「実業部布告第6号」では、指定地域以外での伐採を禁止したが、薪炭材の伐採は認められた。指定地域での伐採、薪炭材の伐採は、森林事務局長の許可が必要であり、違反者は処罰された。これらの法律は、森林で生計を立てている人々にとって大きな脅威になったと考えられる。

これら森林の問題に関して、関口は、「森林問題につきましても [モンゴル人に] 非常に<sup>マ</sup>シ<sup>マ</sup>ックを與へた」<sup>(注57)</sup>のだから、土地政策に関してはおさらずであり、蒙政部も一切秘密にしているので、議事録を極秘扱いにしてほしい、と述べた [『土地制度調査会速記録』125ページ]。

議論は蒙地の総有権論、王公の財政に及んだが、蒙政部側でさえ権利の実態関係については研究中で正確には把握しきれていなかった。財政部総務司長の星野直樹が、政府部内に土地制度調査委員会とは別に委員会を設けてはどうかという提案を行った [同速記録143ページ]。これに対し、関口も賛成の意を表明し、「既に政府部内に於きまして特に關係の深い方面だけで慎重に審議し、委員会を作つて急速に對策を講ずると云ふ話が進んでゐる」ことを明らかにした [同速記録146ページ]。

臨時土地制度調査会第2回委員会における、土地の権利関係の具体的処理方針は、關係機關の打合せ会の案を待つことになった。蒙地問題

に関して、土地制度委員会としては、天海謙三郎、亀淵龍長を委員とする小委員会を設置し、蒙地に関する研究および資料の準備を委託することにし [同速記録 148～149ページ]、ここで初めて本格的な蒙地の実地調査が開始されることになった。

#### IV 第1回興安各省省長会議 ——モンゴル人省長側の主張——

このように地籍整理事業で蒙地問題に関する議論がなされる一方で、政府は1936年3月25、26、27日に、第1回興安各省省長会議を新京で開催した。会議には各省の代表として、オロチョン興安東省省長、ジャガル同西省省長、凌陞同北省省長、ポヤンマンガホ同南省省長代理と各省参与官（日本人）が出席した。これに加え、関東軍司令部等の日本側来賓、満州国各機関代表も参加した。

会議では、興安各省と政府各機関の意見を調整することを目的とし、政府各機関の指示・諮問事項、興安省の各機関に対する希望・提案事項などが提出された。その内容は、地方行政、文教、畜産業、林業、軍事など多岐にわたっていたが、中でも土地問題が会議の中心議題となった。省長側からは、政府がモンゴルの実情を理解せずに法律を制定し、それが地域の実状と符合していないとの意見が続出した。

政府各機関の指示事項に対する省長側の意見の概要は以下のとおりであった。

蒙政部総務司の「日満官吏編成定員實行ニ關スル件」に対して凌陞は、「大同元年 [1932年]ニ於キマシテハ各省公署ニハ日系官吏ガ居ナカタノデアリマスガ、其ノ當時前興安總署菊竹 [実蔵] 次長カラノ色々ノ聲明ニヨリマス、

興安各省ニ於テハ色々ノ事情ニヨリマシテ參與官ヲ置イテモ而モソレヲ中央部 [興安局を指すものと考えられる]ニ置クノダトイウ程ノミニシテ、其他ハ全部蒙古人ヲ採用スルト云フ」声明であったにもかかわらず、現在、日系参与官が旗に送られてきており、こうした措置は、「菊竹次長アタリノ聲明ト少シ合致シナイ點ガアル」と述べた<sup>(注58)</sup>。

また連絡なしに「北省アタリハ警察廳ガ [中略] 出來マシテ日系ガ前ノ警察局カラ隨分入ツテ居リマスガ、凡ベテノ公文等ニ日文ヲ使ツテ居ル關係上不便等感ジテ居ル所モ」あり、その上、「尙ホ此ノ定員ノ移動ニ付キマシテ中央アタリ各省トノ連絡竝ニ協議ト云フ事モナイ」と述べた<sup>(注59)</sup>。

凌陞の発言に対し、蒙政部総務司長の関口は、参与官の配置について分省から省になって行政区域が変わり、民政部管轄内の他の10省と同一にしたと説明し、警察官については「總體的ニハ寧口全體數ハ減ツテ居ル」と述べた。しかし、凌陞は「興安省ダケハ特別事情デアルカラト云フテ日系ヲ置カナイト云フコトニナツテ居リマシタノデスガ、ドウ云フ具合ニシテ今ニナツテ」民政部の管轄地域と同じように日本人を置いたのか、そして今後これらの政策は変化するのか、と追及した [『省長会議議事録』42ページ]。また、予算に関して「ドウカ今後ニ於イテハ蒙政部ニ於テ予算會議ト云フ事デモ開クヤウニシテ決メタラドウデアルカ」と述べた [同議事録 45ページ]。

凌陞はさらに、蒙政部勸業司提出の「家畜交易市場法ニ關スル件」<sup>(注60)</sup>に対して「卓上ノ上ニ考エラレタ事テハナイカ」 [『省長会議議事録』56ページ] と述べ、同「森林不法伐採取り

縮マリニ關スル件」<sup>(注61)</sup>については「訓令ガ [中略] 地方ノ事情ヲ良ク考ヘテ制定サレタ訓令デハナイト思ワレマスガ、[中略] 伐木デ以テ生活シテ居ル者ガ極ク山ノ奥ニ居住シテ居リマシテ伐木スルガ爲ニ態態旗ナリ旗公署ノ在所ニ來テ許可ヲ得テサウシテ伐木ニ這入ルトスレバ其ノ往復日數ガ相當本人等ノ生活ニ影響シテ來ル」<sup>(注62)</sup>と述べた。

勸業司提出の「材木伐採許可ニ關スル件」<sup>(注63)</sup>に対して、東省省長のオロチョンは、「自家用ニ限ル事デナク此ヲ伐採シテ賣ツテサウシテ生活ヲシテ行クト云フ住民ガ相當數居ル」ので「ドウカ地方ニ本當ニ適スルヤウナ規程ヲ作ツテ欲シイ」と述べた [『省長會議議事録』60ページ]。

各部の蒙政部に対する希望事項は省略され、続けて省長側は蒙政部総務司、民政司、勸業司に対して提案事項を提示し、それに各司長が答えた。そして特にモンゴルの土地問題、自治問題に関して議論は白熱していった。

まず総務司関係の各省提案事項として、ポヤンマンダホは、現在、興安省の事情に適さない法令が多く施行されているが、今後は興安省の特殊事情に鑑みて「特別ノ機關ヲ設置サレマシテ、蒙古事情ニ適シタル處ノ法令ヲ制定公布」するよう繰り返し要望した [同議事録 198～200ページ]。関口は満州国全体の法制度の中で地方によって慣習法を併用する建前であるが、相当重大な問題であるので慎重に研究する、と述べた [同議事録 201ページ]。

凌陞は、「種々ノ各種ノ法律法令ノ制定ニ關シマシテハ之ハ蒙政部ノ責任デアリマシテ、先程總務司長カラ説明ニナリマシタ説明ノ中ニハ各部ト協議ノ上デ制定スルトイフヤウナ事デア

リマスガ私ノ方カラ考ヘマスト之ハ間違ヒデハナイカ。[中略] 此ノ法令ヲ制定スルコトハ蒙政部ノ責任デアル」と述べ、続けて「尙我ガ蒙古トイフモノガ清朝時代ニ於キマシテハ全ク獨立シテ居タヤウナ形」で理藩院則令が制定され、民国時代にも保護条例は存在したのに、「滿洲國ニナツテカラサウイフヤウナ古イ關係ノ則令トカサウイウ法令關係ノ事ヲ全部壞シタノデハ都合ガ悪イノデハナイカ」と述べた [同議事録 202ページ]。これに対し関口は旗地保全令を例に挙げ、興安四省にのみ適応される法律には蒙政部の意見が反映される、と答えた [同議事録 202～203ページ]。

凌陞は、蒙政部ではモンゴル語を公用語とし、マンジュ語とモンゴル語を永久併用すること、そして興安各省のモンゴル人官吏用礼服を規定すべき、と提案した<sup>(注64)</sup>。これらに対し関口は、前者は実施できないかもしれないが尊重はする、後者は賛成しかねるが、意見は関係者に伝えると答えた [『省長會議議事録』204ページ]。

次に民政司関係の提案事項に移った。各省長の提案は、土地問題、省内の森林・漁業権の帰属に関する問題、土地単行法、税金、教育、宗教などであった。一連の臨時土地制度調査会の会議では、開放蒙地における蒙旗・旧王公の「管轄治理権」、「上級所有権」を否定する方針がかためられていた。これに対して省長側は、土地は旗民の総有であると主張した。

まずジャガルが、興安省各旗の土地に対しては「他省トハ別扱ヒデ蒙政部ニ於テ特別機關ヲ設ケラレテ土地單行法ヲ制定公布」 [同議事録 215ページ] して欲しいと述べた。これに対し、民政司長のシューミンガは今後、「土地制度調査委員會 [臨時土地制度調査会] 竝ニ地籍整備



局〔地籍整理局〕ノ各官制及土地審定法ガ近ク公布實施」される予定だと述べた〔同議事録 215ページ〕。蒙地に関しては中央各部関係部局との間に特別に委員会を設け、審議する予定であることを説明し、蒙政部としては、蒙古民族の歴史、現状に鑑み、固有の権利を十分尊重し、制度を確立するため努力したいと述べた〔同議事録 215～216ページ〕。

ボヤンマンダホは、土地は「元來原有蒙古旗民ガ其レヲ共有シテ居ルモノ」〔同議事録 216～217ページ〕と述べ、蒙政部による土地単行法の制定を要求し、「地籍整理局トカ土地調査委員會トイフモノガドンドン出來マシテソコデ以テ研究立案サレルモノデアルト云フ事ヲ〔民政司長のシューミンガが〕言ハレマシタガ其レハドウカト思ハレマス。我ガ蒙古民族ガ滿洲國ノ一分子トシテノ意味ハ從來ノ此ノ土地權〔であり〕、土地トイフモノガ若シサウイフ具合ニサレルナラバ其ノ意味ハ失ハレハシナイカ」とし、「先刻民政司長カラ御話ノアリマシタサウシタ機關カラ切り離シテ、除外ノ二字ヲ入レテ載〔戴の誤り〕キマシテ茲ニ蒙政部ニ於テ研究立案」することを再度求めた〔同議事録 216～217ページ〕。

凌陞は、元朝時代から今日に至るまで「土地ハ蒙古民族ノモノ」であり、清朝支配下でもそうであったので、滿州国でも他省とは別に、「蒙古民族」の土地として扱うべきだと主張した。さらにモンゴル人が滿州国に参加した理由は、「蒙地ヲ完全ニ保證シテ頂イテ國家ノ權利デ以テ護ツテ戴キタイトイウコトガ第一デアツテ、次ニハ滿洲建國ニ參加居タシマシテ、東亞各民族ト旨ク協和シテ東亞民族ノ協和ヲ圖ルハ其ノ第二デアツタノデアリマシテ」〔同議事録

218ページ〕、土地の国有化は、「民衆ノ意嚮ニ反スルヤウナ處置デハナイカ」〔同議事録 218ページ〕と極めて率直な意見を述べた。

ジャガルは慎重に言葉を選びつつも土地問題を解決できなければ「對外的ニ蒙古民族トシテ蒙古民族ノ顔ガ丸潰レ」〔同議事録 219ページ〕になる、と述べた。

これらの省長側の意見に対し、シューミンガは、蒙政部としては両省長の意見に同意するが、各部でそれぞれ土地問題に関する立案はできず、やむを得ずこのような次第になったのだ、と蒙政部の板ばさみの状況を説明した〔同議事録 219ページ〕。これに加え関口が、蒙地の特殊性は十分理解しているが、蒙地は現在、滿州国の領土であり、清朝、民国における管轄治理権の問題と、司法上の管理の問題は区別するべきだと述べた〔同議事録 220ページ〕。

ボヤンマンダホは、「土地問題ニ付テノ話ハ一寸變ナ具合ニナリマシタガ」という前置きをしながらも、モンゴルの土地に関する特殊機関を置いて土地単行法を制定し、旗民の土地総有権を認めて欲しい、開放地といえども蒙旗の土地であることには変わりはないと発言した〔同議事録 220ページ〕。そして議長が蒙政部の善処を約束し、いったん土地問題に関する議論を打ち切ることとした。

蒙旗の土地林鉞所有権に関しては、オロチョンが代表して説明した。まず、「土地法ノ中ニ森林モ含マレ居ルトイフ事カラ申シマスト〔中略〕土地ガ蒙民ノ所有トスレバ森林モ亦蒙民ノ所有ニナル」のは疑いないと述べ、興安東省の土地は痩せているので、住民は豊富な森林を利用し、「若シ之ヲ今迄ノ習慣等ヲ御考ヘニナラズ嚴重ナル制限、其レカラ一般觀念ニ反スルヤ

ウナ規定等作りマシテ國有トカイフヤウナ事ニナリマスト住民ノ生活ニ随分影響シテ來ルノデハナイカ」と訴え、「蒙古人ハ先程申シマシタ通之デ以テ生活スルトイフ處カラ之ヲ護リテ行クトイフ意志ガ充分ニアル」し、狩猟者の気持ちもこれと同じだと付け加えた。最後に蒙政部において興安省の土地権利を審定する機関を作ってはどうかと提案した [同議事録 222～223ページ]。

ここで議長<sup>(注65)</sup>が先のジャガルの質問にも答える形で、「蒙政部トシテ此ノ滿洲國ノ地藉整理ノ方針トシテ承ツテ居ル處ハ、蒙地ニ關シテハ之ヲ國有ニスルトイフヤウナ意志ハ絶対ニナイトイフ事ガーツ、土地ノ権利確定ニ當ツテハ蒙政部ノ主管デアアル蒙政部ノ意見ニ從ツテヤルトイフ事ヲ承ツテ居ル」ので心配ない、と強調した [『省長會議議事録』224～225ページ]。

勸業司長、永島忠道は、森林、鉱山、漁業に対するモンゴル側の権利については、できる限りモンゴル人の旧慣と固有の権利を尊重する、とした [同議事録 225ページ]。

次にジャガルは、蒙政部による土地単行法の制定を求めた。続いて凌陞は、地方自治制度確立を求め、シューミンガもこれに同意した [同議事録 227ページ]。

ポヤンマンダホは、満州国内におけるモンゴル民族の地位に関して言及し、満州国内の大半が「蒙古原有ノ土地デ」、「我が蒙古民族ハ滿洲國ノ建國ノ為ニ旗ヲ揚ゲ自治軍ヲ組織致シマシテ奮闘努力シ」、貢献し犠牲を払ったのに、「現在ノ蒙古人ノ地位ト云フモノニ付キマシテ、ドウモ何トモ言ヘナイモノ足ラナイトイフヤウナ氣持ニナラザルヲ得ナイ」と意見を述べている [同議事録 230～231ページ]。

議長が勸業司関係の提案事項に移ろうとするのを遮り、オロチョンは省外におかれた嫩江沿岸のモンゴル人からの陳情について述べ、これらを興安省に帰属させることを提案した。関口は、これらの事情は蒙政部だけで決定できる問題ではなく、目下、縣を管轄する民政部と協議中であるが、解決が難しい旨を述べた [同議事録 241～242ページ]。

以上のように、会議ではモンゴルの土地問題を中心として、省長側から満州国政府の施策に対して不満、要求があいついだ。省長たちは、満州国政府によって、清朝時代より有していたモンゴル人全体の既得権益が奪われることに強い懸念を示していた。省長側は、蒙政部による土地単行法の制定を再度要求し、開放蒙地、非開放蒙地にかかわらず、蒙地にはモンゴル人全体の総有権が及ぶことを主張した。一方、地籍整理事業の会議において土地局は、蒙地を満州国の土地の一部と見なしたうえで、権利関係を画一的に整理する方針を打ち出していた。ここに両者の決定的な意見の相違があった。またこの会議で、省長側と満州国政府の板ばさみになっている蒙政部の状況が一層浮き彫りとなった。

## V 凌陞事件と蒙政部の廃止

### 1. 凌陞事件

このように、興安四省省長会議で、モンゴル人省長側——特に凌陞——は満州国政府に対して率直な意見を述べたが、事態は思わぬ方向に急展開してゆく。会議終了後、4月12日、凌陞は列車でハイラル駅に到着した直後に、突然、関東憲兵隊によって逮捕された。通ソの嫌疑が

かけられており、取り調べの後、新京に護送された [『東京朝日新聞』1936年4月14日]。1935年、満州国とモンゴル人民共和国との国境紛争であるハルハ廟事件が起き、これを調停するため両国は満洲里会議を開催していた。凌陞は同会議に満州国主席代表として参加していた。凌陞にかけられた嫌疑は会議の際、ソ連とモンゴル人民共和国と密通し、興安北省公署内で秘密組織を作って内外モンゴルの独立をはかろうとした、というものであった。これがいわゆる「凌陞事件」である。凌陞とともに、福齡（興安省第一警備軍参謀長、凌陞の実弟）、春徳（興安北省警務庁長、凌陞の義弟）、華霖泰（興安北省長秘書官）らは、軍法会議にかけられ、モンゴル人有力者や菊竹実蔵、依田四郎らの懇願にもかかわらず [満洲國史編纂刊行会 1970b, 1275]、同24日に銃殺刑に処せられた。沙徳爾図（元興安第一警備軍騎兵上尉）、倭興泰（ハイラル警察署巡官）は有期徒刑、公権剥奪とされた。軍法会議に出席した佐々木到一軍政部最高顧問は、会議の様子を以下のように回想している。「予は断固として、叛逆行為と称するも国際情勢を認識せざる無知の結果なれば、死刑に処するか否かはこれが将来する影響如何を考慮すべしと主張せるも幕僚全員は叛逆行為なりとして肯せず、軍参謀長東条 [英機] 中将決裁の結果、やむなく省長凌陞以下4名に死刑の宣告を下させ、直ちに南嶺において銃殺せしめたのである」 [佐々木 1967, 247]。この他、興安北省の主要な官吏である栄安（興安北省総務庁庁長）、保定（経理科長）、双海（総務科長）、徳春（勸業科長）、倭克吉布（民政庁庁長兼地方科長）、春祥（文書科長）らにも嫌疑がかけられて辞職においこまれ<sup>(注66)</sup>、また、貴福も参議を辞した。

「凌陞事件」はモンゴル人官吏の間に大きな動揺を与え、満州国政府、ひいては日本人に対する大きな不信感を生じさせた [岡本 1980, 112]。現段階の資料状況では、同事件の真相はいまだ明らかではない。当時の関係者の回想録には、凌陞がかねてより満州国政府に不満を抱いていたと述べるものもある。また、その後、興安東省長のオロチョンにも「通蘇」容疑がかけられたが、事件には至らなかった [中村 1979, 17]。しかし、特に、この時期に凌陞が処刑されたことがモンゴル側と蒙政部にとって大きな痛手となったのは事実である。凌陞事件によって、蒙政部大臣のチメドサムピル、蒙政部次長の依田四郎、同総務司長の関口は、進退伺いを提出するが留任となり、依田、関口、シューミンガ、興安北省参与官の伊藤喜八郎等は譴責処分を受けた [『東京朝日新聞』1936年4月26日]。このように満州国内において窮地に立たされた蒙政部は、もはや地籍整理事業に対し抵抗することは不可能となっていた。これを機に、モンゴル側の権利は縮小されてゆく。

このような状況の中で1936年5月20日、満州国政府は「蒙古民族指導の根本方針」<sup>(注67)</sup>をまとめていた。その内容は、国内モンゴル人に対して「満洲國の一構成分子たることを肝銘せしめ [中略] 其範囲内に於て民族固有の習俗、歴史を尊重しつつ漸新的指導を加へ其向上を計り且国家的施策の実施並之が助長及民族協和実現の為必要な事項等に関しては逐次全国的統一の精神に合流せしめ以て他民族と同様の福祉に均霑せしむ」というもので、さらに「国内蒙古民族の離満解体運動は之を許さず」とし、民族主義を抑制する方針を強調していた。

## 2. 土地問題の決着と蒙政部の廃止

1936年11月25日から28日にかけて、政府は引き続き土地制度調査会第1回委員会議を開催し、蒙地の整理方針を決定してゆく。議題として「蒙地ノ処理方針（小委員会ノ報告ニ基キ審議）」、「錦熱蒙地権利及貢納整理要綱」を取り上げた。前回の会議（1935年12月）の決定により、亀淵龍長、天海謙三郎からなる小委員会は蒙地の調査を行った。天海と土地局顧問の杉本吉五郎は1936年4月から5月末まで熱河、東寧地方を調査した。亀淵は、1936年5月初めより5月中旬まで懷徳、梨樹、昌図、法庫、康平、遼源、通遼、洮南、王爺廟を調査した。続けて亀淵と杉本は、5月末から6月中旬にかけて、農安、ゴルロス前旗、大賚、洮南、鎮東、泰来、イフミンガン旗、興安東省、興安北省の一部を調査した〔亀淵龍長・土地制度調査會小委員会 1936, 2-3〕。小委員会は、以上のような短期間の調査をもとに、「蒙地整理案」を作成した。この「蒙地整理案」は、土地局の方針に従って、蒙旗、旧王公が開放蒙地に対して有した「管轄治理権」、「上級所有権」を否定し、各土地の実質的占有者を所有者として認定するという内容であった。また、蒙租は国税に改め、蒙租徴租局を廃止することも盛り込んだ。さらに、非開放蒙地における権利関係の整理方法、土地事務の管理方針、税制についての方針も示した。ただし、熱河省管内蒙地および興安西省については、調査が不十分なため、方針を確立するには少なくとも1年を要すであろう、とした〔亀淵龍長・土地制度調査會小委員会 1936, 5-21〕。

以上の調査によって、幹事長の加藤鉄也は、第一議題の皇産および蒙地における土地権利関係の一元化の方針は定まり、これで土地制度調

査委員会の目的は完了したと述べ、土地権利関係の整理方法は今後、それぞれ設置する特別委員会に委任するとした。そこで「所謂皇産及蒙地ハ其ノ権利關係ヲ單純一元化スルモノトシ其ノ具體的、事務的整理方法ニ就イテハ小委員会ノ報告ヲ参照シ個々ノ土地ニ付其ノ沿革及性質ニ應シ所有權其ノ他ノ土地權利ノ歸屬ヲ明ナラシム爲政府關係機關ヲ以テ特別ノ委員会ヲ設ケテ之カ決定ヲ爲シ土地審定ノ基準タラシムルモノトス」を委員会の決議とした〔土地制度調査会 1936a, 2〕。

それでもなお、蒙政部の大場辰之助は、蒙政部全体の意見として、特別委員会は蒙地に関して相当経験ある人物で組織し、「充分議論ヲ盡シテ相當ノ整理案ヲ作ツテ見タイト思ヒマス」と述べた。しかし、加藤は、土地制度調査会の任務は先の議決を以って終了し、特別委員会の構成等については、これ以上関与しないと述べた。

続いて会議では「錦熱蒙地権利及貢納整理要綱」を取り上げた。会議に先んじて、1936年6月、関東軍は37年の錦熱蒙旗の縣旗複合制度導入にむけ、緊急に錦熱蒙地整理の指示を下していた。そのため、錦熱蒙地の権利関係の整理は、地籍整理事業とは違った経緯で進められていた。この時点ですでに地籍整理局は、蒙政部の意見も取り入れて錦熱蒙地整理案を策定していた。その内容は、錦熱蒙地において、各土地の租子負担者・土地占有者に土地所有権を認めるという内容であった〔土地制度調査会 1936b, 3-5〕。会議では、報告と簡単な質疑応答が行われたにすぎなかった。これに関わった蒙政部の関口保は賛成の意を表明しつつも、モンゴル人側に与える影響力について、懸念の意を表明して

いた [『土地制度調査会第1回記録』56～75ページ]。以上のように、会議では蒙地整理の方向性が定められ、従来のように、会議で蒙政部と土地局の間に対立が生じることはもはやなくなっていた。

このように、会議では、関東軍の錦熱蒙地整理の指示を受け、開放蒙地のみならず、錦熱蒙地の処理方法が一気に処理された後、1937年7月1日、蒙政部は、突然廃止されてしまう。表面上は、満州国の中央・地方行政機構改革に伴うものとされた<sup>(注68)</sup>。政府は、蒙政部直属の各機関を新設の他の機関に分散させ、代わりに「興安局」(総裁、ジャガル、參與官、ポヤンマダホ、白濱清澄)を置いた。蒙政部の依田は、同時に新京に設立された蒙古会館の理事長となり、大場は理事になるなど、官吏は大幅に入れかわった<sup>(注69)</sup>。興安局は、興安四省、省外蒙旗、錦熱蒙旗などの管轄地域はそのまま踏襲した。しかし、蒙政部が総務司、民政司、勸業司を有していたのに対し、興安局は、単に國務總理大臣直属下に置かれる「蒙政の基調及び蒙政事務の連絡調整に当る機関」とされ、庶務科、調査科のみを有するにすぎなかった<sup>(注70)</sup>。

このように、興安局の権限があまりに小さく不都合が生じたのか、政府は1938年10月、國務院訓令第163号によって、「一、蒙地ノ特殊權益ニ關スル事項、二、蒙旗原有權益ニ關スル事項、三、喇嘛ニ關スル事項、四、舊王公ノ處置ニ關スル事項、五、蒙古ノ特殊社會制度ニ關スル事項」については事前に國務總理大臣、そして興安局の承認が必要であると明示した<sup>(注71)</sup>。しかし、それでも興安局の権限は蒙政部が持っていた権限には程遠く、蒙政部廃止の措置に対するモンゴル人官吏たちの危機感や幻滅感は大きか

った<sup>(注72)</sup>。

その後、政府は開放蒙地、錦熱蒙地の処理方法として、「開放蒙地処理要項」(1938年)、「錦熱蒙地処理要綱」(1939年)、「錦熱蒙地権利整備要綱」(同年)をまとめた。これらによって、これらの地域における、蒙旗・旧王公の土地に対する諸権利は国家へ委譲されることになる。また、政府は1942年に、非開放蒙地の取り扱いを規定した「蒙地管理要綱」を施行する。1943年、政府は新たに興安總省を王爺廟に置き、新たな対モンゴル政策を展開してゆく。

## ま と め

以上、大まかながら、モンゴル人が満州国に吸収された過程、満州国時代の行政区域の形成と、満州国で展開された蒙地政策について明らかにした。満州事変後、日本側は各地のモンゴル勢力と連絡を取り、諸会議でモンゴル側に「自治」を約束して満州国に参加させた。しかし、実際には、満州国政府はモンゴル人に自治省建設を許さず、1934年の時点で旗レベルの「自治」しか認めなかった。ただし、満州国政府が制定した「旗制」は、王公制度廃止や旗予算制度、自治会制度を盛り込むなど、長期的に見れば、内モンゴル社会を根本から転換させる要素も含んでいた。また、満州国政府は土地に依拠したモンゴル王公の管轄治理権を廃止しようとした。これら満州国政府の施策に対し、モンゴル側からは批判が噴出し、興安四省省長会議で表面化する。しかし、その後すぐに凌陞事件、蒙政部廃止などによって、モンゴル側は、満州国における政治的発言力を奪われてしまう。その後、旧権力者層に変わって、ハーフンガ、

ポヤンマンダホなどの官吏が新たにモンゴル側内部で権力を有してゆく。

このように満州国政府は、先に蒙地の権利関係の一元化を定め、次に蒙地の実態調査を実施していった。今後は、これらの実態調査と、調査に基づきまとめられた「開放蒙地処理要綱」、「錦熱蒙地処理要綱」、「蒙地管理要綱」の関連性を比較検討する必要がある。さらに、実態調査資料をもとに、蒙地の実態について分析し、近代内モンゴル社会の再構成を課題としたい。

(注1) 内モンゴルはモンゴル語でウブル・モンゴル(南モンゴル)という。本来ならば南モンゴルという呼称が適当であるが、本稿では、一般的である内モンゴルという表現を用いる。当時の地名の表記はできるだけ標準的なモンゴル語の音をカタカナで記し、必要に応じて漢字表記を付した。

(注2) 例えば、『偽滿興安史料』、『哲里木盟偽滿時期史料』など。

(注3) 例えば、田(1984)、慮(1985)、白拉都格其(1988)、ボルジギン(1999)などがある。

(注4) 本稿では便宜上、それぞれ旧呼倫貝爾副都統の統括範囲で、後に興安北省となる地域をフルンボイル地域とし、旧西布特哈総管管轄地域、旧墨爾根副都統管轄地域の一部で、後に興安東省となる地域をプトハ地区とする。これらの地域には、モンゴル、オロチョン、プリヤート、バルガ、ダグール、ソロン(エヴェンキ)などの民族が居住していた。

(注5) 旗長は、清朝皇帝の有する軍事・外交権の統制を受け、領土内所属の人民、土地を支配してきた。この領土、人民に対する権利を管轄治理権と称した。

(注6) 借地養民地とは、雍正初年、山東地方の大飢饉を救済するため、清朝が実施した制度。災害地域の農民を内モンゴルに移住させ、春から秋まで耕作させ越年は許可しなかった[安念 1941, 24-25]。

(注7) フルンボイル地域は1915年に自治権を認められるが、1919年に取消される。その後もフルンボイル地域では何度も独立運動が生じた。

(注8) 「蒙古待遇条例」では、清朝時代のモンゴル人王公の管轄治地理権、爵位、俸禄、僧侶の封号などを認めたが、軍事、外交権は政府に帰することを明記し、モンゴルを内地と同様に扱った[貴志 1989]。

(注9) 白井(1966, 115-125)、21ヶ条要求における「東部内蒙古」の範囲とは、「東四盟及察哈爾ノ一部ヲ加ヘタル総称」とされ、内モンゴルのジリム、ジョソト、ジョーオダ各盟およびシリングル盟のチャハル左翼四旗を指していた。

(注10) 笹目(1981, 10-20)を参照。1931年、モンゴル人の帰国とともに戴天義塾は解散する[笹目 1991, 158]。

(注11) アラシャン、エジネー各旗は新設の寧夏省に入った。この時点で内モンゴル地区は黒龍江、吉林、遼寧、熱河、察哈爾、綏遠、寧夏各省に分割された。

(注12) 清代、モンゴル、およびチベットの事務機関として理藩院(1906年より理藩部)が置かれていたが、中華民国成立後、廃止され、内政部内に蒙蔵事務処(同年7月、蒙蔵事務局と改称)が置かれた。1914年蒙蔵院に改編され、1928年蒙蔵委員会となる。

(注13) 片倉(1977, 95)、Buyanbuluγ(1987, 143-145)、上記の片倉(1977)は内モンゴル自治軍に参加した日本人の手記をもとにしており、Buyanbuluγ(1987)は、モンゴル自治軍に参加した著者自身の回想録である。

日本から帰国した留学生については、外務省(1977, 335)を参照。内モンゴル独立軍の主要メンバーは、ガンジョールジャブ(総司令、兼第三軍司令官)、サガラジャブ(参謀長)、ハーフンガ(秘書長)、フフバートル(副官長)、ハスバートル(砲兵隊長)、アスガン(宣伝班長)、ポヤンマンダホ(宣伝班長)、ジョンジュールジャブ(連絡班長)、徳古来(外交長)、包善一(第一軍司令官)、韓色旺(第二軍司令官)であった。また、阿木爾図(1998)によれば、1930年冬頃、北京においてメルセーは会合を開き、徳古来、チョロバートル、アスガン、郭文通らとともに、民族の地位を取り戻すために、プトハ地域、フルンボイル、ジリム盟で軍隊を組織することを決定した。現段階では、他の資料的裏付けは取れないが、満州事変を契機としてこれらの計画が実行に移されたとも考えられる。

(注14) 中沢(1968, 98-99)。中沢は1925年大阪外国語学校蒙古語科卒業後、満鉄嘱託、陸軍嘱託となる。

(注15) 林義秀「建国当初に於ける黒龍江省の回顧卷一」(自昭和六年十月下旬至昭和七年四月上旬)、『現代史資料11・統満州事変』みすず書房 1965年) 678~679ページ。

(注16) 徳古来「意見書」(前掲『現代史資料11・統満州事変』) 608~612ページ。

(注17) 郭文林[筆述, 1954年]「関東軍招募、訓練偽満軍骨子」(中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院合編『日本帝国主义侵華档案資料選

編、九・一八事変』中華書局 1988年) 325~327ページ。

(注18) 前掲「関東軍招募、訓練偽満軍骨子」325~327ページ。

(注19) 「モンゴル政庁および青年党などによるコロンバイル独立運動の状況について」(外務省編纂『日本外交文書』昭和第1期第1部第5巻 1995年) 980~981ページ。

(注20) 「片倉日誌」其三 283, 317ページ。吾孫子徹男氏は、内蒙古医学院阿爾巴金教授の意見として、包賓廷はボヤンマンダホの別名であると記している[吾孫子 1994, 57]。

(注21) 那木海扎布(1989, 3)は会議の日付を12月17, 18日としているが、本稿では片倉日誌の方を採用した。

(注22) 「片倉日誌」其四 354~355ページ。新たにホルチン右翼中旗代表が参加した。前掲、林義秀「建国当初に於ける黒龍江省の回顧卷一」679ページには「昭和七年一月八日(?)鄭家屯で蒙古民族の大会があり菊竹氏がこれを主催し松井清助氏等も諏訪英武氏等も出席したが菊竹の指導振りが横暴で大分日蒙人の反感をこうたらしい」と記されている。おそらく12月30日の会議を指すものと考えられる。

(注23) 「片倉日誌」其五 388ページ。また、鄭家屯会議に関するモンゴル側の資料には、那木海扎布達瓦敖斯爾(1989)がある。

(注24) 朋斯克(1988, 239)、都固爾扎布、旺丹・特克斯(1988, 239)。内モンゴル人民革命党は1925年に内外モンゴルの統一を目指して結成されるが、その後分裂していた。

(注25) 「教令第十一號 興安局官制」(『滿洲國政府公報』1号 1932年4月1日)。

(注26) 郝(1990, 132)。なお、国際連盟調査団の報告書にも満州国のモンゴル代表団について、簡単な記述が見られる[League of Nations 1932, 110]。

(注27) 『滿洲國政府公報』18号 1932年6月27日。

(注28) 興安北分省：呼倫、臚濱、室韋、奇乾四縣を廃止した。従来の旗を再編し、ソロン(索倫)左翼・右翼旗、シンバルガ(新巴爾虎)左・右翼旗、チンバルガ(陳巴爾虎)旗、オロト(鄂魯特)旗、ブリヤート(布里雅特)旗、オロチョン(鄂倫春)旗を置くことを決定したが、区域については未確定であった。1933年5月に興安北分省管下旗長会議にて旗界が決定され、同年7月、ソロン旗、シンバルガ左・右翼旗、チンバルガ旗、ウルグネー(額爾克納)左翼・右翼旗、海拉爾市が設置された[興安局調査科 1942, 9]。

(注29) 興安南分省：ジリム盟のホルチン左翼中・前・後旗、ホルチン右翼中・前・後旗、ジャライド旗など既存の旗から開放蒙地を除いた部分とした。

(注30) 興安東分省：嫩江縣、索倫縣、布西縣、雅魯縣が設置されていた旧西布特哈総管旗地域と墨爾根副都統地域の一部に、バヤン(巴彦)旗、モリンドワー(莫力達瓦)旗、アロン(阿榮)旗、ブトハ(布特哈)左翼・右翼旗、ヒジャガール(喜扎嘎爾)旗が置かれた。1933年7月、バヤン旗、モリンドワー旗、アロン旗、ブトハ旗、ヒジャガール旗に変更された。

(注31) 平野(出版年不明, 15)。また同書は39ページで以下のように述べている。「[興安四]省ハ自治區テハナク官治行政ノ區劃テアル」。

(注32) 同時に政府は6月「別ニ定ムル地域」に関して、興安局総長の諮問機関として舊蒙務整理委員会を組織し、省外の蒙旗旗長等に旗務の調整を行わせようとしたが、実質的な活動を行わないまま、1934年11月に廃止された[興安局調査科 1942, 11]。

(注33) 「教令五六號 旗制」(『滿洲國政府公報日譯』21号 1932年7月5日)。

(注34) しかし、1937年の時点で蒙政部指定の旗自治会はなかった[平野 出版年不明, 53]。

(注35) 「國務院批四號 蘇魯克旗制ヲ恢復シ以テ國家ヲ利シ民情ヲ慰メンコトヲ請願シ詮議ヲ請フ件」(『滿洲國政府公報日譯』137号 1933年5月26日)。スルグ旗はホルチン左翼後旗の東南端に接し、1930年当時、モンゴル人が3000人ほど居住していた[Lattimore 1934, 邦訳193-196]。

(注36) 「國務院批五號 本旗ヲ興安南省ニ劃入スルカハハ特別旗トナシ興安總署ニ直隸セシムル様請願スル件」(『滿洲國政府公報日譯』140号 1933年6月2日)。

(注37) 「興安東省公署佈告第三號 阿多路地方ハ那文旗界内ニ劃歸セリ鄂倫春民衆ハ各其ノ業ニ安スヘキヲ佈告スル件」(『滿洲國政府公報日譯』67号 1932年11月19日)。

(注38) 佟(1993, 203)、「興安總署咨第六號」(『滿洲國政府公報日譯』137号 1933年5月26日)。

(注39) 「興安總署批第三七號 齊齊哈爾旗公署設立ヲ請願スル件」(『滿洲國政府公報日譯』169号 1933年7月21日)。1934年、黒龍江省地域(漠河、呼瑪、愛琿、訥河等)のモンゴル人(おそらくダグル人を指すものと考えられる)は漢人統治下で不自由しているため、「興安中央分省」の設置を要求した(“Qar-amüren muji-yin arban tümen mongyol kümün bölgüm neyilejü kinγgan dumdadu salaγ-a muji bayiγulaqu-yi γoyučilan biçig ergügsen.” *Mongyol*

sedkül, 1934.9. pp.30-31)。後の1940年より興安東省へのダグール人移住政策が取られる。

(注40) 「興安總署公函第一八一號」(『満洲國政府公報日譯』156号 1933年7月5日)。

(注41) 「教令第百五號 興安各分省各旗旗地ノ保全ニ關スル件」(『満洲國政府公報日譯』62号 1932年11月3日)。

(注42) 片倉進氏のご教示による。

(注43) 「蒙政部訓令第二四五號」(『政府公報』630号 1936年4月25日)。

(注44) 満洲國史編纂刊行会(1970b, 1263), 「教令第九十號 興安分省公署官制中改正ノ件」(『満洲國政府公報日譯』277号 1933年11月30日)。

(注45) 「蒙政部訓令七一〇號 興安各省公署支出官事務處理規定」(『政府公報日譯』420号 1935年8月5日)。

(注46) 関東軍參謀本部「暫行蒙古人指導方針要綱案」(1933年7月16日)(『現代史資料 8・日中戦争1』みすず書房 1964年) 447~448ページ。

(注47) 関東軍司令部「対熱河政策(昭和七年四月四日)」(前掲『現代史資料11・満州事変』) 788ページ。

(注48) ジョーオダ盟の6旗2縣：バーリン(巴林)左・右翼，ヘシグテン(克什克騰)旗，ジャロード(扎魯特)左・右翼，アルホルチン(阿爾科爾沁)旗，開魯縣，林西縣。

(注49) 熱河省公署民政廳(1934)はこの時の調査報告の一部であると考えられる。

(注50) 「興安總署訓令第六二七號」(『満洲國政府公報日譯』215号 1933年9月14日)。

(注51) 竹村茂昭氏のご教示による。

(注52) 岡(1993, 53)。なお、宇喜田茂秀氏のご教示によれば、蒙政部の廃止後も、モンゴル人は興安局を蒙政部と呼んでいたという。

(注53) 「勅令第一六二號 國務院各部官制中改正ノ件」(『政府公報日譯』225号 1934年11月29日)。なお、以上の業務を満州国内では民政部、実業部、文教部が司っていた。

(注54) 通遼縣，開魯縣，林西縣，海拉爾市，満洲里市。

(注55) 「蒙政部訓令第五號・民政部訓令第二號」(『政府公報日譯』257号 1935年1月11日)。当時、旗が省外蒙旗の開放蒙地を回取するという流言が飛び交い、蒙政部は布告を出してこれを否定した(「蒙政部佈告第一號」[『政府公報日譯』276号 1935年2月2日])。

(注56) 江夏(1996, 147-155)。当時の様子について天海謙三郎は、「同じ満洲政府のお役人でも、蒙旗

の參事官になっていた連中は、やはり蒙古側の立場に立って政府に反対したのです。馬上で見えようなどといって地政当局を脅かしたりし、「地政総局と蒙政部の連合会議〔中略〕の席上、今にも取組みが始まるんじゃないかという空気」であったと回想している[天海 1965, 834]。

(注57) 「勅令第四十七號 林場權整理法」(『政府公報日譯』80号 1934年6月8日)、「興安總署佈告第十一號」(『政府公報日譯』186号 1934年10月15日)、「實業部佈告第六號」(『政府公報日譯』459号 1935年9月21日)。

(注58) 『省長會議議事録』40ページ。1932年の時点では分省に日本人官吏は配置されていなかった。「勅令第五十八號 興安分省公署官制中改正ノ件」(『政府公報日譯』号外 1934年6月30日)によって、興安分省に參事官，次官，処長，参与官，理事官等を置くことが決定された。

(注59) 『省長會議議事録』40ページ。1935年12月の北滿特別区の廃止に伴い、省長の直轄機関として警察庁が設置された。

(注60) 「勅令第百六十一號 家畜交易市場法」(『政府公報日譯』542号 1935年12月28日)では、公共団体，あるいは認定を受けたものだけに家畜交易市場の開設計可を与えるとした。

(注61) 前掲「興安總署佈告第十一號」参照。

(注62) 『省長會議議事録』58ページ。興安四省における主な伐採地は(1)布西以北甘河上流地方，(2)アロン旗およびブトハ旗中の森林地帯，イミン河上流地方，ハイラル河上流および支流流域地域，(3)五又溝地方(ソロン奥地)であった[日滿實業協會 1936, 8-9]。

(注63) 前掲「勅令第四十七號，林場乾權整理法」参照。

(注64) 『省長會議議事録』147~148ページ。清朝時代，呼倫貝爾副都統衙門の公文書はマンジュ語で記されていた。1934年，興安北分省公署発行の *Sonsy[q]al* (邦訳：公報)にもモンゴル語とマンジュ語が併記されている。

(注65) 議事録に議長の名前は記されていないが，正珠爾扎布(1989, 110)は，蒙政部長，依田四郎としている。

(注66) 『凌陸ソ聯通謀事犯ノ概要ト軍法會議ノ判決』國民史料編纂所 1936年 41~42ページ。

(注67) 満洲国政府「蒙古民族指導の根本方針」(1936年)(前掲『現代史資料11 統満州事変』) 948ページ。

(注68) 「満洲国産業開発5カ年計画」(1937年4月)の一環として7月，満州国の中央・地方行政機構改革



が行われ、従来の國務院9部は治安、民生、司法、産業、経済、交通の6部に統合された。

(注69) *Mongyol sin-e sedkül* (1937.6.18), (1937.7.20). その後、大場は蒙古連合自治政府民生部次長へ転任する。

(注70) 満洲國通信出版部 (1938, 63). 「興安局分科規定」により庶務科は以下の事項を掌握した。「一 御容及詔書謄本ニ關スル事項、二 局ノ人事ニ關スル事項、三 興安各省地方行政官署及興安各省外旗ノ人事ノ連絡ニ關スル事項、四 官署印及官印ノ管守ニ關スル事項、五 文書ニ關スル事項、六 分科及處務規程ニ關スル事項、七 局ノ經理ニ關スル事項、八 興安各省地方行政官署及興安各省外旗ノ經理ノ連絡ニ關スル事項、九 繙譯ニ關スル事項、十 他科ノ主管ニ屬セザル事項」。調査科は以下の事項を掌握した。「一 蒙政一般ノ連絡調整ニ關スル事項、二 蒙地ノ調査ニ關スル事項、三 蒙古ノ社會事情ノ調査ニ關スル事項、四 蒙古ノ宗教ノ調査ニ關スル事項、五 統計及資料ニ關スル事項、六 圖書及刊行物ニ關スル事項」(『満洲國政府公報日譯』976号 1937年7月1日)。

(注71) 「國務院訓令一六三號 蒙政ニ關シ國務院總理大臣ノ承認ヲ要スベキ事項ニ關スル件」(『満洲國政府公報日譯』1380号 1938年11月12日)。

(注72) 例えば当時のモンゴル人官吏の感想として以下のようなものがあつた。「蒙政部廃止の報傳るや蒙古人の動揺は……、第一線部隊の日系も驚いた、廃止後蒙旗の實情に通じない各部局より無理解な施策が雨と下れば蒙旗の特殊的存在の價値を失ふ故に現地側としては先づ省公署の充實を要求した中央よりは省にて濾過器にかけて消化し得る事案のみ旗に流す様にと、現在の省を見るに之れが實現されて居ない、白も黒も旗に流し旗は消化不良になつて居る」[精泰蘭 1942, 92]。

また、竹村氏はモンゴル人官吏の気持ちを以下のように記している。「満洲國は五族協和と稱しても唯一つの蒙政機關である蒙政部迄も潰してしまつたではないか。矢張り漢民族中心の考へ方ではないか。蒙政部を潰した位だから其のうちには興安省も無くなるし、旗も縣に變るかもしれない。結局そういふものは信用出来ない。自分達の土地を護り權益を守るのは自分達の手でやる外はない」[竹村 1942, 108]。

## 文献リスト

〈日本語文献〉

吾孫子徹男 1994. 「満州国軍・興安軍の創設」『日本とモンゴル』第29巻第1号 (9月)。

天海謙三郎 1965. 「中国旧慣の調査について——天海謙三郎氏をめぐる座談会——」天海謙三郎『中國土地文書の研究』劉草書房。

安念一郎 1941. 「蒙地に於ける用語集解」『蒙古研究』第3巻第3号。

白井勝美 1966. 「南滿東蒙条約の成立前後」栗原健編著『対滿蒙政策史の一面』原書房。

江夏由樹 1996. 「満洲國の地籍整理事業について——『蒙地』と『皇産』の問題からみる——」『一橋大学研究年報 経済学研究』第37号 (3月)。

及川三男 1933. 『熱河蒙旗ノ概要』[熱河]省公署民政庁。

岡洋樹 1993. 「インタビュー：片倉進氏に聞く(1)」『近現代東北アジア地域史研究会ニュースレター』第4号。

——1994. 「インタビュー：片倉進氏に聞く(2)」『近現代東北アジア地域史研究会ニュースレター』第5号。

岡本俊夫 1980. 『一人の「ブリヤートモンゴル人」と日本青年の出会い』実業印刷。

外務省編纂 1977. 『日本外交文書 満州事変 第一巻第一冊』。

外務省情報部 1937. 『現代中華民國滿洲帝国人名鑑』東亜同文會業務部。

片倉進 1977. 「覚書『内蒙古独立運動史』」『満洲と日本人』第5号。

「片倉日誌」(片倉衷「満州事変機密政略日誌」『現代史資料 7』みすず書房 1962年所収)。

片倉衷・古海忠之 1967. 『挫折した理想国』現代ブックス社。

龜淵龍長・土地制度調査會小委員會 1936. 『蒙地整理案』[新京]。

貴志俊彦 1989. 「袁世凱政權の内モンゴル地域支配体制の形成——『蒙蔵院』の成立と内モンゴル三特別地区の設置——」『史学研究』第185号。

興安局 1938. 『開放蒙地奉天關係記録集成』。

——1939. 『錦熱蒙地奉天關係記録集成』[新京]。

興安局調査科編 1942. 「満洲帝國蒙政十年史」『蒙古研究』第5巻第5・6号。

佐々木到一 1967. 『ある軍人の自伝 (増補版)』劉草書房。

笹目恒雄 1981. 「戴天義塾, 日蒙協会, 善隣協会」善隣会編『善隣協会史——内蒙古における文化活動——』勁草社。

笹目英和 [恒雄] 1991. 『モンゴル神仙遯遊記』徳間書店。

『省長會議議事録』(蒙政部総務司文書課編纂『第一

回興安各省省長會議議事録』雙發洋行印刷部 1936年),

精泰蘭 1942. 「副參事官から參事官」『蒙古研究』第5卷第4号.

竹村茂昭 1940. 「蒙地の話」『蒙古研究』第2卷第4号, ————1942. 「蒙地問題覚え書」興安局『蒙地管理要綱關係記録(日文)』[新京].

田山茂 1954. 『清時代に於ける蒙古の社会制度』文京書院.

土地制度調査会 1936a. 「第二, 蒙地及皇座ノ處理方針ニ關スル件」土地制度調査会『土地制度調査会第一回委員會決議』[新京].

———1936b. 「第三, 錦, 熱蒙地權利及貢納整理ニ關スル件」土地制度調査会『土地制度調査会第一回委員會決議』[新京].

『土地制度調査会第1回記録』(地籍整理局編『土地制度調査会第一回委員會議事速記録』[新京] 1936年).

『土地制度調査会第2回記録』(地籍整理局編『臨時土地制度調査会第二回委員會議事速記録』[新京] 1936年4月).

中沢達善 1968. 『大陸風雲録——諜報マンの手記——』重寿会.

中西利八編纂 1937. 『昭和十二年版 満洲紳士録』満蒙資料協會.

中村撰一 1979. 「ホロンバイル」佐村恵利『あ、ホロンバイル』文信堂印刷所.

日滿實業協會 1936. 『満洲森林の現況と将来の林政, 他』.

熱河省公署民政廳編 1934. 旗務科聴取『各代表ノ各旗狀況報告及各旗ノ個別的要望事項』.

平野眞 出版年不明『蒙古行政概論』出版社不明.

ボルジギン・ブレンサイン 1999. 「ウンドゥル王と『西夾荒』の開墾問題」『内陸アジア史研究』第14号.

満洲國史編纂刊行会編 1970a. 『満洲國史: 総論』財団法人満蒙同胞援護会.

———編 1970b. 『満洲國史: 各論』財団法人満蒙同胞援護会.

満洲國通信出版部編 1938. 『康徳五年度版満洲國現勢』新京.

[満洲國] 土地局 1935. 『舊蒙地ニ就イテ』[新京].

満洲帝國協和會調査部編 1943. 『興安蒙古』満洲事情案内所.

南満洲鐵道株式會社編纂 1914. (龜淵龍長筆)『満洲舊慣調査報告書前篇ノ内蒙地』満洲日日新聞社.

森久男 1998. 「蒙疆政權と蒙古獨立運動」『現代中国』

第72号.

〈モンゴル語文献〉

Buyanbuluy 1987. “Mongyol qosiyud-un bayši-yin suryaγuli-yin suruγčid jegün mongyol-un öbertegen jasaqu ködelgegen-dü orulč aγsan tuqai keseg busay erkičegülül.” *Jirim č iyulyan-u soyul teüke-yin material 2.*

〈中国語文献〉

阿木爾因 1998. 阿木爾因 [口述] 郭来迪 [整理] 「回想莫力達瓦達幹爾起義軍」《達幹爾資料集》編輯委員會, 全国少数民族古籍整理研究室編『達幹爾資料集 第二集』民族出版社.

白拉都格其 1988. 「關於清末对蒙新政同移民実辺」『内蒙古大学学报(哲学社会科学版・漢文版)』第61号.

陳泰山整理 1989. 「偽滿興安地区重要人物簡介」(『偽滿興安史料』所収).

《達幹爾族簡史》編写組 1986. 『達幹爾族簡史』内蒙古人民出版社.

都固爾扎布・旺丹・特克斯 1988. 「“九・一八”以後内蒙古人民革命党在東蒙古地区的革命活動片斷」興安盟党史資料征集辦公室編『興安革命史話』第二集.

郝維民主編 1990. 『内蒙古近代簡史』内蒙古大学出版社.

呼倫貝爾盟民族事務局編 1997. 『呼倫貝爾盟民族志』内蒙古人民出版社.

慮明輝 1985. 「清末移民実辺对蒙古社会的影響」『内蒙古社会科学・漢文版』第33号.

那木海扎布 1989. 「回想“泰来會議”前後」(『偽滿興安史料』所収).

那木海扎布 達瓦敖斯爾 1989. 「参加“鄭家屯會議”的回憶」(『偽滿興安史料』所収).

内蒙古自治区政協文史和學習委員會編 1997a. 「内蒙古自治政府21位委員簡章」『内蒙古文史資料 第50輯 内蒙古自治政府成立前後』.

———1997b. 「内蒙古參議會11位議員簡章」『内蒙古文史資料 第50輯 内蒙古自治政府成立前後』.

朋斯克 1988. 「我所走過的路」興安盟党史資料征集辦公室編『興安革命史話』第2集.

泉山 1990. 「包善一人」『内蒙古文史資料』第40輯.

田志和 1984. 「清代東北蒙地開發述要」『東北師大學報(哲学社会科学版)』第87号.

佟佳江 1993. 「偽滿時期在蒙旗地方推行旗制的過程」『社会科学戰線』第65号.

『偽滿興安史料』(中国人民政治協商會議内蒙古自治

区委員会文史資料委員会編『内蒙古文史資料第三十四輯，偽滿興安史料』内蒙古文史書店 1989年)。  
札奇斯欽 1985.『我知道的德王和當時的内蒙古(一)』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。『哲里木盟偽滿時期史料』(中国人民政治協商會議哲里木盟委員会文史資料委員会編『哲里木盟文史資料第四輯 哲里木盟偽滿時期史料 血雨腥風十四年』通遼市民族印刷廠 1990年)。  
正珠爾扎布 1989.「凌陞“通蘇事件”真相」(『偽滿興安史料』所収)。  
周清澍主編 1994.『内蒙古歷史地理』内蒙古大学出版社。  
卓宏謀 1919.『最新蒙古鑑』北京琉璃廠公慎書局。

〈英語文献〉

Lattimore, Owen 1934. *The Mongols of Manchuria, Their Tribal Divisions, Geographical Distribution, Historical Relations with Manchus and Chinese and Present Political Problems*. New York (邦訳：後藤富男譯『滿洲に於ける蒙古民族』善隣協會 1934年)。  
League of Nations 1932. *Report of the Commission of Enquiry*, Geneva, October 1<sup>st</sup> (邦訳：「國際連盟調査委員會報告書」外務省編纂『日本外交文書 滿州事変(別巻)』1981年所収)。

[付記] 本稿は、笹川科学研究助成を受けて実施した研究成果の一部である。

(一橋大学大学院経済学研究科博士課程)

付表 人物略歴

名 前	生 年	学 歴	経 歴
笹目恒雄	1902～ 1998	中央大学（在籍年度は不明）、東大哲学科（聴講生、在籍年度は不明）	在学中、中国へ行き、モンゴル人留学生受入れを計画。モンゴルの独立運動家、メルセー、サインバヤルとも親交を結んだ。1933年、陸軍大将の林銑十郎等の後援を受け、大島豊と「日蒙協会」（善隣協会の前身）を設立。テムチグドンロブ（徳王）の政権樹立運動にも関わるが、次第に関東軍に退けられ、後、王爺廟で興安牧場を経営。日本の敗戦後、ソ連抑留。
菊竹実蔵	1889～ 1945	東京外国語学校蒙古語学科卒業	1914年、三菱海外派遣生となり、中国、モンゴル各地をまわって、1916年帰国。1917年モンゴル貿易を始め、「三泰號」を創立、支店を通遼に置いた。1927年満鉄鄭家屯公所長／1932年興安局次長、1941年青旗報社（新京）社長。
依田四郎	1883～ ?	陸軍大学卒業	陸軍少将／1933～1934年日蒙協会理事長、1934年蒙政部次長に転任、興安学院校長を務め、1937年蒙古会館初代理事長。
白浜晴澄	1897～ ?	陸軍士官学校中退	1919年満鉄入社、ハルビンの日露協会学校卒業、1931年満鉄奉天事務所文書係長／1932年興安総署総務処長、興安南省参与官、1937年興安局総務処長。

名 前	生 年	出 身	学 歴	経 歴
バボージャブ	1875～ 1916	トゥメト 左翼旗		清朝崩壊後、ボグド・ハーン政権に参加。その後、満蒙独立を画策する川島浪速の援助を受けるが、1916年、林西で中国軍と交戦中に戦死。
ガンジョール ジャブ 漢名、韓紹約	1903～ 1972	スルグ旗	陸士18期	満州国時代、興安局警務科事務官、ダルハン王府興安警察局局长、興安南省警務庁長、興安陸軍軍官学校校長。
ジョンジュール ジャブ 漢名、韓紹宏	1906～ 1968	スルグ旗	陸士19期	1928年満鉄鄭家屯公所職員／満州国時代、興安総署警務科事務官、蒙政部事務官、治安部事務官、第十軍管区（少将）／撫順戦犯管理所収容。1960年特赦後、ハイラルで労働者となる。
栄安	1870～ 1936			ソロン左翼旗総管、副都統公署左庁長等。
メルセー 漢名、郭道甫	1894～ 1931?	ソロン左翼 金襄黄旗	黒龍江省第一中学、北京俄文專修館	ソロン左翼旗総管の栄禄の息子。1925年内モンゴル人民革命党中央委員会常務委員。フルンボイル独立運動に失敗した後、奉天蒙旗師範学校校長に就任。
郭文林 栄安の甥	1906～ 1969		黒龍江省立第一師範学校卒業、北平蒙蔵学校、陸士22期	満州国時代、興安軍管区参謀長（上校）、第九軍管区司令官、第十軍管区司令官（中將）／ソ連抑留後、中共に移管、1969年病死。

チョロバートル 漢名、郭興元	1903～ ?	東ブトハ正 藍旗（ダグ ール人）	南京中央政治学校卒業 後、陸士入学	満州国時代、興安東分省保安司令、陸 軍少将、興安警備軍司令官。
チョクバートル 漢名、徳樹元	1902～ ?	東ブトハ正 白旗（ダグ ール人）	南京中央政治大学卒業 後、日本大学政治科留 学	満州国時代、興安東分省公署民政庁勸 業科長、1937年興安局参事官、バヤン 旗旗長。
アスガン 漢名、李友桐	1908～ 1948	ホルチン左 翼中旗	鄭家屯第四中学、北京 蒙藏学校卒業後、日本 大学法科留学	満州国時代、1938年陸軍大学校卒業後、 第九軍管区参謀長（少将）、軍事部情報 処情報科長等を務める／1945年以降、 東蒙自治政府内防部長、内蒙古自治政 府委員、内モンゴル人民解放軍副司令 等。
フフバートル 漢名、韓鳳林	1905～ 1934	ホルチン左 翼後旗	奉天蒙旗師範学校卒業、 陸士22期	笹目の紹介で徳王の副官になるが、 1934年、北平の憲兵第三団によって暗 殺される。
オユンダライ	1907～ ?	ホルチン右 翼前旗?	早稲田大学留学	満州国時代、興安南警備軍第二総隊長、 満州国外交部駐日大使館職員、ホルチ ン右翼前旗旗長。
徳古来 モンゴル名、ジ ャルガラン	1907～ ?	東ブトハ正 白旗（ダグ ール人）	北京師範大学、長崎高 等商業学校卒	満州国時代、興安総署事務官、興安東 省総務庁科長蒙政会秘書等を務めた 後、蒙古連盟自治政府に参加／台湾へ 移住。
ハーフンガ 漢名、膝統文	1908～ 1970	ホルチン左 翼中旗	満州事変当時、奉天蒙 旗師範学校学生	満州国時代、興安西分省民政庁地方科 長、興安局秘書官、参事官、駐日満州 国大使館二等書記官、興安総省参事官 ／1945年以降、内モンゴル人民革命党 東蒙本部秘書長、東蒙自治政府秘書長、 内蒙古自治政府副主席等。
包善一	1877～ 1950	ホルチン左 翼後旗		ホルチン左翼後旗軍務協理／満州国時 代、同旗旗長／1946年国民党東北保安 独立支隊指令、解放後、処刑される。
ポヤンマダホ 漢名、包雲蔚、 鮑豹臣	1886～ 1983	ホルチン左 翼前旗	奉天蒙文学堂、奉天筹 辺専門学校卒業	遼寧第四中学蒙文教員、兼本道署清郷 督辦公署督察長等／満州国時代、興安 南省民政庁庁長、興安南省省長代理蒙 政部民政司長、興安局参与官、興安総 省省長／1945年以降、東蒙自治政府主 席、内蒙古自治運動連合会副主席、内 蒙古自治区参事室主任等。
凌陞（リンシェ ン）父は呼倫貝 爾副都統の貴福	1886～ 1936	ソロン正黄 旗（ダグ ール人）	呼倫貝爾蒙旗中学校卒 業	フルンボイル副都統公署左右両庁会辦、 北京國務院顧問、南京立法院立法委員 兼東北行政委員／満州国時代、1932年

				興安北分省省長。
チメドサムビル	1874～ 1942	ゴルロス前 旗		ゴルロス前旗ジャサク輔国公、1902年 ジリム盟副盟長、1905年盟長、兼兵備 ジャサク、1906年鎮国公／満州国時代、 1931年東北行政委員会に参加、興安局 長、蒙政部大臣、参議府参議。
トゥメンマンダ ホ	1887～ ?	ジャライト 旗		ジャライト旗協理、斎斎哈爾蒙旗私立 師範学校校長／満州国時代、ジャライ ト旗旗長。
ナムハイジャブ	1904～ ?	ジャライト 旗	北京国立師範大学卒業	斎斎哈爾蒙旗私立師範学校主任兼蒙旗 教育委員会委員／満州国時代、興安総 署民政司文教科長、蒙政部民政司文教 科長。
オロチョン	1880？ ～1938	東部ブトハ 正白旗（ダ グール人）		1905年驍騎校、1909年正白旗佐領、 1925年黒龍江軍務善後督辦公署諮議／ 満州国時代、1932年興安東分省省長。
ジャガル	1884～ 1944	バーリン右 翼旗		バーリン右翼旗ジャサクホシヨ親王、 ジョーオダ盟盟長／満州国時代、1933 年興安西分省省長、興安局総裁。
シューミンガ	1885～ ?	ホルチン右 翼後旗		ホルチン右翼後旗タイジ。1912年ゴル ロス前旗協理、1916年輔国公、1917年 参議院議員、1922年東三省保安総司令 部顧問、1923年総統府顧問、奉天省政 府諮議、1924年蒙古宣撫使署顧問、 1931年蒙辺督辦公署蒙務処長／満州国 時代、1932年満州国興安総署理事官、 蒙政部民政司長、興安南省長等／1945 年以降、民報（ <i>Arad-un Sonin</i> ）社 （長春）社長。

（出所） 個人の経歴は、「蒙政部職員録」（『蒙古時報』創刊號 1935年）、外務省情報部（1937）、『蒙古人名録』  
興安総署調査科 1934年、『蒙古年鑑』善隣協会調査部 1936年、陳泰山(1989)、泉山(1990)、笹目(1991)、  
呼倫貝爾盟民族事務局（1997）、内蒙古自治区政協文史和学習委員会（1997a；1997b）、中西（1937）を  
参照した。